

市区町村の支援業務のあり方
に関する検討ワーキンググループ
第8回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

第8回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成29年3月29日（水）13:00～16:16

場 所：中央合同庁舎5号館

共用第7会議室（6階）

1. 開 会

2. 議 事

- （1）市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）について
- （2）児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツールについて
- （3）要保護児童対策地域協議会・運営指針について
- （4）その他

3. 閉 会

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから第8回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、佐伯構成員から御欠席の御連絡、吉澤構成員から30分程度、新澤構成員から1時間程度遅れるとの御連絡をいただいております。

なお、大変恐縮ですが、本日、ほかの用務等がございまして、事務局に出入りがありませんことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、これより先の議事は松本座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○松本座長 こんにちは。年度末の大変お忙しい時期にお集まりいただき、どうもありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、右上に番号を付しておりますが、資料1～6、参考資料1～2と、構成員限りでございますが、机上配付資料が1種類ございます。御確認いただければと思います。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○松本座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思っております。議事次第にありますように、今日予定されているのは3点であります。今回で第8回になりますけれども、前回の第7回ワーキングでは、市町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策、ガイドラインの素案について御議論いただいたところでもあります。また、共通リスクアセスメントについても御意見をいただいたところです。その日と、その後2回のコアメンバー会議を開催して、少し論点を整理して、皆さんに現在の案としてお送りいたしました。それでいろいろな御意見をいただいております。それをもとに、今日が一応、ワーキングとしては最終ということで、議論をして取りまとめるという方向でいきたいと思っております。

時間配分なのですが、1点目、2点目、3点目のうち、3点目の要保護児童対策地域協議会は最後の30分ぐらいと考えて、1点目、2点目、いわゆるガイドラインとアセスメントツールの議論に時間を割きたいと考えております。来年度の、年度が明けてからですけれども、このワーキングの宿題として、要対協の機能強化ということが検討事項にありますので、3点目はそちらでもまた改めて議論になっていくということもありますので、むしろ市町村のところをきちっと固めて、指針の改定は連動して反映させるという形で進めていければと思っております。ですので、時間配分としては、全体で3時間のうち30分を3点目に当てるとしたいと思っております。

それでは、1点目と2点目は連動しておりますので、一緒に説明をしていただいた方が

よろしいかと思えます。皆さんのお手元にお送りさせていただいた市町村子ども家庭支援指針案と共通リスクアセスメントツール、事務局で整理していたものを御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、事務局から説明させていただきたいと思えます。

前回のワーキンググループは3月1日に開催いたしまして、その後2回、コアメンバー会合を開催しております。その間、構成員の皆さん方にいろいろ御意見をいただきまして、ある程度反映をさせて整理いただいた資料が、指針で言う資料3、アセスメントツールで言う資料4となります。また、これに関して、今回、御意見をいただいたものが資料6となりますので、そのあたりをご覧くださいと思っています。

まず、今日お配りした資料のポイントだけ御説明したいと思えます。まず、子ども家庭支援指針、ガイドライン案の方ですけれども、資料3の参考②をご覧くださいと思えます。カラー刷りになっている資料、本文のものになります。つくりとしては、資料3-1、3-2が全部を溶け込ませたバージョンになっていて、資料3の参考①、参考②が前回のコアメンバー会合から変更点があったものについて青字で書いているという資料になりますので、こちらで見ていただいた方が、皆さんもどこが修正されたのかわかると思えますので、資料3の参考②というカラーの資料をご覧くださいと思えます。

○松本座長 参考①と②があるんですね。今、手元に②が。

○川又総務課長 多分、クリップでとまっていると思えますので、クリップ外すと2つに分かれると思えます。

○松本座長 分かりました。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 参考①は目次だけなので、これは特に使いませんので、本文の方ですね。

○松本座長 クリップでとめてある方の後ろですね。①②はクリップでとまっているということですね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 資料3の参考②でございましてけれども、今、言いましたとおり、3月13日にコアメンバーの会合を行っていただきまして、そこでもいろいろ御意見をいただいて、その後、修正したものに関して、青字で修正を加えております。そのところのポイントだけ本文の方で説明させていただきたいと思えます。

まず、7ページになります。7ページの第1章第1節、児童福祉法の理念を書いているところですが、この中で児童憲章のことですとか、児童の権利に関する条約の制定経緯みたいなものが特に書かれていなかったもので、冒頭、要約を書かせていただいたということになります。8ページから9ページにかけて、その児童の権利条約と子ども家庭支援のあり方ということで、より具体的に記載をしているという構成になっております。

次に、18ページをご覧くださいと思えますけれども、第1章第3節の「1. 市町村における子ども家庭支援に求められる専門性」の「基本的な考え方」というところでござ

います。(2)としまして「保護者の養育責任の尊重と市町村の支援業務」というところがございまして、ここでは「また」以降をつけ加えております。保護者に心身の疾病がある場合の支援をどのように考えていけば良いのかということ、この3行でまとめております。このほかの文章については、後ろの方に障害児・者施策との関係のところがございますけれども、その中でも同じような表記をさせていただいているということになります。

続いて、22ページになりますけれども、第4節の支援拠点の実施主体のところ、市町村の関与に関しまして、責任が市町村にあるのだということをもうちょっと明確に表記すべきではないかといった御意見がございましたので、22ページの上から7行目あたりですけれども、最終的な判断を負う責任は市町村にあるということで明確化させていただいたということでございます。

続いて大きく変わりましたのが、資料の49ページになります。49ページから50ページにかけてでございますけれども、ここは、都道府県児童相談所の指導措置の委託を受けて市町村がどのように対応するかということで、児童相談所運営指針に書かれている内容について記載をしております。これは市町村指針の裏返しで、同様のことを児童相談所運営指針にも書いておりますけれども、児童相談所運営指針の方でも御意見をいただいて、表記の変更がございましたので、青字の部分の修正を加えているところになります。

続いて、1枚めくっていただいて、51ページから52ページになります。これは支援の終結の判断のところ、52ページは要対協による進行管理の終結判断の目安と、あと、要支援児童の終結判断の目安の2つを出していたのですけれども、下の終結判断基準というものは、上の終結判断の目安の方にある程度包含されるのではないかと。確かに内容的にもかぶっている部分がございましたので、下のところは削除させていただいて、上のところの終結判断の目安案というものを、書き方も調整させていただいて残したということになります。

次が、その下の53ページ以降になりますけれども、今回、いわゆる要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等ということで、特定妊婦のことをかなり記述はしておりましたが、特に53ページ以降、第4節のところ、特定妊婦の把握と支援という節を設けて、より具体的に書いております。特定妊婦の、要は文章表現を、現場でよりわかるような、具体的に支援が、どういったことを進めていけば良いのかを書いた方が良いのではないかと御意見がありましたので、1枚めくっていただいて、55ページから58ページにかけての特定妊婦への具体的な支援というところで、若年妊婦への支援をどうしたらいいかですとか、精神的に不安定な妊婦をどのようにしていったらいいのかということ、具体的に書いていただいたということになります。

続きまして、69ページになります。67ページから第3章になっていまして、「相談対応における留意事項」ということで、68ページからの「育成相談」のところですが、その中で不登校のところがございます、不登校は小学校、中学校だけではなくて、高校においてもある程度問題になっているということがあって、高校生の不登校相談について

も記載すべきではないかという御意見がございましたので、ここに表記をしているところでございます。

さらに、その右側、70ページからの第3節、「障害相談」のところですが、要は、障害のある子どもへの支援という観点だけではなくて、障害を持つ保護者への支援という観点も是非入れるべきではないかということで、定義、支援の内容から始まり、相談の考え方、支援のあり方についても、かなり具体的に表記をしたということになります。

さらに、その次の73ページから74ページにかけての「養護相談」のところですが、養護相談につきましても、分類のところ、養護相談は一般的には、失踪ですとか、死亡とか、離婚とか、いろいろ類型があるわけですが、ここでは、保護者が精神的な疾患を持っている、もしくは障害を持っているというような、保護者の問題もかなり市町村のところでは課題になっているのではないかという御指摘がございましたので、その部分を特に強調した形で、74ページの「例えば、」以降ですが、文章をつけ加えさせていただきますところになります。

それと、84ページになります。83ページからが、先ほどの都道府県、児童相談所の指導措置の委託を受けての市町村の対応になりますけれども、84ページ、「市町村による支援等を行う上での留意事項」ということで、先ほど児童相談所の運営指針の改正の内容を反映しておりますけれども、その裏腹で、こちらの指針の内容についても文言等の整理を行うということで、修正をさせていただいたということになります。

次が、87ページになりますけれども、86ページからが都道府県児童相談所の支援という節がありまして、その流れの中で、都道府県児童相談所と市町村との人材交流を積極的に進めていくべきではないか、こういったことを記載するべきではないかという御意見もありましたので、そういったものを追加しているところになります。

あと、88ページから89ページにかけてですが、これは関係機関との連携ということで、まずは「第1節 福祉事務所との関係」でございますけれども、福祉事務所は市に設置するだけではなくて、都道府県が設置する福祉事務所、町村が設置するものもあるのですけれども、そういった記述なども、支援が後退しないように記載すべきではないかということで、町村が設置する地域協議会の進行管理を行う会議など、実務者会議等への同席ですとか、町村が行う家庭訪問への動向など、具体的な支援の中身を書いた方がよいのではないかという御指摘がありましたので、加えさせていただいているということになります。

次が、100ページからになります。「障害児支援実施事業所等との関係」ということで、ここも先ほど言いました、要は障害を持つ保護者の方への支援のような、使えるサービスも入れた方がいいのではないかとということで、100ページから103ページにかけて記載をしているところになります。

あと、最後の方になりますけれども、122ページをご覧いただきたいと思います。第7章の市町村支援拠点の設備なり器具の第2節のところですが、児童記録票の保管の方

法、場所などについても具体的に記載した方がいいのではないかとということで、児童相談所運営指針にならう形で記載をしているところになります。

そして、最後が123ページから124ページにかけてですけれども、ここは市町村における死亡事例等の検証についての記載があって、市町村においても積極的に、主体的に行う必要があるのではないかとという流れの中で、都道府県検証との関係をどうしていくかということですか、市町村が行う検証においても、これは124ページですけれども、いわゆる第三者委員が参加しての検証もあるでしょうし、公表を前提としない、要対協の仕組みなどを活用した内部検証なども考えられるのではないかとということを書かせていただいて、市町村においては、両方積極的に、主体的に行うべきではないかということに記載していることになります。

本文の方はそういった御意見がございましたので、修正をさせていただいたということになります。

それと、本文には別添という資料をつけております。文章の端々に別添何参照、別添何参照というものがついていっているわけなのですけれども、別添の追加資料も幾つかございます。これは、大変申し訳ないのですけれども、カラーの方ではなくて、白黒の方の全文通しの資料3-2をご覧いただきたいと思います。これも資料3-1の目次の後ろについていると思いますけれども、資料3-2ですね。皆さん、これを御確認いただいて、いろいろ御意見をいただいたと思います。この資料3-2が、先ほどの修正点を全て溶け込ませたバージョンになっていまして、御意見をいただく前ですけれども、本文だけで113ページの分量になっております。通しのページで114ページ以降に、今回、別添資料として、別添1～別添14までつけております。幾つか既存の資料を修正した、リニューアルしたものなども入れておりますけれども、今回新たに入れさせていただいたのが、115ページ以降の別添の2になりまして、これは子ども家庭支援に携わる職員の専門性のところから引っ張っているものになりますが、いわゆる専門性ワーキングの方で御議論いただいた要対協調整機関の調整担当者の研修到達目標を向こうで定めておりますので、こちらの指針にもこれを入れさせていただいて、この到達目標を踏まえて子どもと家庭支援に携わっていただいているかどうかということで、この資料が122ページまで続きますけれども、入れているところでございます。

さらに、148ページの別添10になりますけれども、これは先ほどの特定妊婦の支援のところでも引用しておりますが、先般、厚労省から通知を出させていただいた特定妊婦の様子や状況例の参考例を国から通知として出しております。これをこちらの指針にも引用していることになります。

あと、151ページ以降の別添12になりますけれども、これは後ほど御議論いただきますけれども、共通リスクアセスメントシートの案をこの中に入れておりまして、そのアセスメントツール関係が169ページまで続くようになります。

以上、別添の方で新たに追加したものを参考までに御紹介をしたということになります。

資料3、支援指針ガイドライン本体の修正点は以上でございます。

あと、もう一つ、資料4をご覧いただきたいと思います。資料4の頭は縦になりまして、児相と市町村の共通リスクアセスメントツールの通知案でございます。これについても、前回のワーキング以降で修正した部分について、青字で修正を施してございます。1ページ目の前文のところですか、3ページ目の「また、」以降の記述などにつきまして、より分かりやすく、記載方法などを、使用上の留意点というところで補完、修正をしているところになります。

あと、4ページで、今回、このリスクアセスメントツールというものをお出ししますけれども、実際にはニーズアセスメントというものも非常に重要だということをしかりと、その通知の中でも記載すべきではないかという御意見もございましたので、4ページに記載しているところでございます。

さらに、別紙1の共通リスクアセスメントツールの使用場面の図でありますとか、別紙2の共通リスクアセスメントシート例につきまして、いろいろ御意見をいただいて、特に前回までは2ページ以降のアセスメント項目がまずあって、最後に1ページ目に総合評価の記載例があったのですが、それを逆にしまして、まず、どういったことをこのアセスメントツール、シートが求めているのかがよくわかるように、総合評価の表を最初に出して、その後、このアセスメント項目で把握した情報ですとか、確認すべき事項をずっとつけさせていただいて、ここで市町村なり児童相談所で確認なりをしていただく。それに基づいて総合的な評価を行っていくようにさせていただいたところでございます。

さらに、その後ろについております記載上の留意点などについても、より分かりやすく修正をさせていただいたところになります。

あと、もう一つ、記載例というものにつきましても、記載例①として市町村が受理した場合と、記載例②として児童相談所が受理した場合ということで、あくまでも例ですので、2パターンつくらせていただいて、記載例①では、市町村が受理しましたけれども、アセスメントの結果、児童相談所に送致すべき案件でないかということをお示ししたり、記載例2の方では、児童相談所が189で通告がありましたけれども、調査などを行った結果、市町村の方で支援をしていったらいいのではないかということ、実際どのように記載したらいいかをわかるようなものを2パターン作成させていただいて、お示しをしているということになります。

一応、支援指針ガイドライン本文と共通リスクアセスメントツールの主な改正点につきましての説明は以上でございます。

○松本座長 どうもありがとうございます。

大変大部にわたっておりますので、全体を見通すのがなかなか大変かと思っておりますけれども、資料3は別添資料も含めて全部送っていただいたものですね。分かりました。議論の進め方ですけれども、まず、事務局から送られた案について構成員にコメントを提出していただいておりますので、その説明をまずしていただいて、その後で議論といいますか、

幾つかの点について確認をとっていくことにしたいと思います。これは資料6と、6の追加がありますね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 6の追加というものが、加藤構成員と鈴木構成員。加藤構成員の方は、資料6に差しかえとなっていますので、資料6の追加の方をご覧くださいければと思います。

○松本座長 分かりました。資料6でいきますと、私と奥山先生がかなり大部にわたりますので、後の方に回して、加藤、後藤、鈴木、高松、吉澤という順でざっと話していただいて、それで奥山、松本と、資料について御説明いただくことにしたいと思います。その後、ペーパーの提出がない方からもコメントいただくという形にして、論点を整理して議論したいと思います。

では、まず加藤構成員から。

○加藤構成員 加藤です。

たくさんの方のボリュームの資料をまとめていただいて、本当に大変な御苦労だと思いつつ、私も十分に読み通せない中で、気付いた点について提出させていただきました。資料6に書かせていただいたのは、資料が2つ、カラー入りと、黒できれいにまとめていただいた2種類があったので、ページ数が異なったということもありまして、差しかえとさせていただきます。

まず、用語ですけれども。

○松本座長 加藤さん、資料6の追加の方を見るということですね。

○加藤構成員 追加の方を見ていただいて、「支援」ということが10条で加わったわけですが、「相談・指導・支援」を含むものとしての明記をしていただくことと、あと、ここには書かなかったのですが、「地域協議会」というのが非常に分かりにくいので、やはり「要保護児童対策地域協議会」という形で表記していただきたいというのが私の希望です。

そして、検討いただきたいのは、資料3-2、46ページでございます。ここで終結についての目安46ページの③のところ、例なのですけれども、「心配要素はあるが、他機関で見守りとケース管理ができるとき。『とても安定している、状況の変化はほとんどない』状態が3カ月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。」ということなのですけれども、他機関で見守りというのが、具体的にどのような機関を指すのでしょうかということ、学校とか保育所が想定されているのかどうか、ちょっと分かりませんが、まず、それが1点です。

そして、他機関に所属していても、虐待ケースはよく転居とか、お母さんが保育所の先生と対立して退所させてしまうという場合があります、フォローできないこともありますので、そういったことも想定するときにはどのようにされるのかということです。

あと、3カ月以上続くということですが、3カ月が出てきた根拠は何でしょうか。私が調査研究したときに、3カ月以内に終結したのは、お母さんが就労できていなくて、子ど

もが放置されたままにお母さんが仕事を探していたということで、ネグレクト的ではないかということだったのですが、就労支援を得て、昼間のお勤めができたので事なきを得たということであったり、あるいは生活保護を受けることができたことで解決したというような、子どもも親も安定したということではありましたが、例えば、施設退所の場合には6カ月以内で事件が発生していますので、そういったことを鑑みますと、母子ではとても安定しているということでも、男性の姿があったりして不安定な状態が想定されることもあるのであれば、とても安定しているというところには入らないのかもしれませんが、やはり6カ月以内と、少し慎重であった方がいいというのが私の意見です。

あと、「虐待の緊急度が最重度・重度ケースと、特定妊婦及び乳児に関しては、1歳6カ月健診までケースの継続管理をする。」ということですが、3歳以下の死亡例が高いということであれば、もう少し時期を延ばして、乳幼児に対しては慎重に見ていく。ケース進行管理の場合には、要保護児童としての進行管理でなくても、要支援という形で一段落として見ていくことが必要ではないかと思いましたが、ここに書かせていただきました。

それから、78ページでございますが、これは幾つかの関係機関との連携ということで、福祉事務所の中に家庭児童相談室があって、今後、機能の核として支援拠点の機能を拡大するということを書いています。78ページの第1節の2の下6行目ぐらいです。ただし、家庭児童相談室の相談員、あるいは調整機関が現に非常勤でやっているのが多いというのが課題になっておりますので、必ず常勤職を確保して、拡充の想定の中にはそういうことを入れていただくこともお願いしたいと思いましたが。

それから、85ページですけれども、これは保健センターの業務の中で書かれています。85ページの3の(1)の2行目からですけれども、「市町村は」云々で「養育支援訪問事業等を行っている市町村保健センター等と連携を密にし、」と書いているのですが、これは要対協のケースのときに養育支援訪問事業を行うということなので、保健センターのみ養育支援訪問事業をやっているのではないので、このところは保健センターがやっていると思われるのではないかということで、文言を変えていただけたらいいかなと思いました。

それから、98ページでございますが、警察との関係です。(3)の「地域協議会」は、これも「要保護児童対策地域協議会」における連携ということで、どういう文言があるかということですが、要対協のうちのケースの進行管理を行う実務者への警察の参加が不十分な状況が見受けられると書いております。実際に、警察というよりは、少年補導センターなどの参加は、子どもの非行等で必要だと思うのですが、警察署の参加については、実務者会議、あるいは進行管理会議については、必ずしも必要のない場合が多いのではないかと申しますのは、これが有効であると考えているのですが、こういった場合に有効なのかが示されていないのと、あと、いろいろな情報が要対協の中では出てきます。そのときに、警察は犯罪関係で見知った状況については、それを見逃すことができないということで、犯罪の取り締まりの情報を独自にされますと、親であるとか、別の面での信頼関係

等、損なってしまうおそれも出てまいります。必要なときには警察協力を個別事例では、十分にやっけていただいていると思うのですが、これは地域によって関係性が違うので、可能な限りという形の表記はいかがなものか、再検討していただきたいと思いました。

それから、もう既に提出がされているわけですが、配置人員のところなのですが、既にある都市では相談員が減らされたということが起こってきているということを受けておりまして、虐待相談件数で割るということですが、調査をしますと、市町村によりましては、虐待件数というよりは、むしろ、養護相談の中のその他相談にカウントして、たくさん件数を持っているというところが、例として川口市を挙げさせていただいたのですけれども、多く持っておられる。トータルしますと、件数が多くなるのですね。ですから、虐待件数ということではなくて、トータル件数の中でのカウント、あるいは全ての児童家庭相談の数ということでの検討も必要ではないかと思いましたので、ここに書かせていただきました。

最後なのですが、114ページの子ども家庭支援の系統図というところでございますが、要保護児童対策地域協議会の調整機関の下です。これはケース検討会議というよりは、個別ケース検討会議ということで追加をしていただきたいと思います。

あと、共通アセスメントシートで、ページ数を見落としたのですが、「親の困り」と書いているのは「親の困り感」ということで、追記していただきたい。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

いろいろ議論はあるかと思いますが、また後で返って議論しなければいけない点も幾つかあると思うのですけれども、先に全体の意見を全部述べるということからしたいと思います。時間が限られておりますので、短目にといたしますか、簡潔に御報告いただくということで御協力いただければと思います。

続いて、後藤構成員からお願いします。

○後藤構成員 よろしく申し上げます。構成員提出資料の155ページから6ページほど提出をさせていただいております。細かな文言修正も含めておりますので、特に内容に係るところを中心に説明します。資料は、資料3-2のページの順に見ていただきたいと思ます。

まず、23ページ、第2章の第2パラグラフ、「また、」の後ろの方、「妊娠期から」というところなのですが、ここは子どもを中心に見ると胎児期なので、「妊娠期（胎児期）」と入れた方がいいかなと思いました。どこか別のところで「胎児虐待」という表現も出ていたと思いますので、追加していただければと思います。

それから、次は25ページです。真ん中あたりに虐待予防とかがあります。その上のパラグラフです。「上記アセスメントを行う場合においても、」ということで、2行目ですね。従来行われてきた虐待の有無を確認するという「視点ではなく、」ではなくて「視点だけでなく、」ということで、さらに視点を追加するという記述の方が適切かと思いました。

そのパラグラフの下から3行目ですけれども、子どもの安心・安全を確認した上で、あと、保護者の困りの確認に焦点を当てたアセスメントが重要ということなのですが、子どもの安心・安全を確認だけではなくて、将来的にも確保した上での親の困り感というふうに表現した方が適切かなと思います。

あと、補強意見なのですが、下から3つ目のパラグラフで、具体的には、これこれの事業において、児童虐待防止の視点を強化し、これこれで適切な支援を行うことか必要であるということ、とても重要なことだと思うのですが、さらにちょっと心配なのが、母子保健等で乳幼児の支援をしていただいていますけれども、それがあある段階で、支援の必要がないですとか、あるいは支援の必要がもうなくなったと判断された後に家庭状況が変化して虐待に至るケース等も考えられますので、その後も家庭状況等を継続的に把握して、変化に即応できる、そういった仕組みづくりに努めるという記述を追加していただけるといいかなと思います。

それから、その下の「また、」のパラグラフで、緊急度アセスメントやリスクアセスメントが必要であるが、「あくまでも」保護者の困り感に焦点を当てとありますが、「あくまでも」となると、保護者の困り感の方が中心となりかねませんので、緊急度アセスメント、リスクアセスメントに加えてニーズアセスメントということで、「あくまでも」ではなくて、必要であるが、「その上で」といった表現の方が適切かなと思いました。

それから、26ページの④は、多分、(4)の間違いだと思いますので、次に27ページに行きます。27ページの④です。これは児童相談所からの通知に関する記述なのですが、次の28ページにかけて記載があるので、④の2行目ですね。児童福祉法第26条第1項第8号に基づく通知というのは、次のページにありますけれども、放課後児童健全育成事業等の事業に関する通知なのですが、これに以外にも、保育所の入所に関する事と、障害福祉サービスに関する通知が同じ第26条第1項の第4号、第5号、第7号にもありますので、これは追加する必要があるかと思ひます。

それから、29ページです。ここにつきましては、上の方に①②③④⑤⑥とあって、囲みの中にも①②③④⑤⑥という数字があるので、これはほぼ同じような内容が2つ重なっている、もしこの記載をそのままにするのであれば、囲みの中と外と番号を合わせる必要があるのかなと思ひました。

それから、30ページです。真ん中あたりに「また、虐待相談においては、」とありますが、その最後の行です。「その後の相談・連絡を躊躇することもあり得るため」、これは通告者に対して通告か否かを問うことについてですが、「慎重に対応する必要がある。」という表現になっていますが、通告者に対して通告か否かを問うことはしてはいけないことだと思ひています。通告を受けた側が判断することだと思ひていますので、「慎重に対応する必要がある。」ではなくて、「厳に慎む必要がある。」と記載した方がいいかなと思ひました。

それから、31ページの上の囲みの中です。相談・通告時において把握すべき事項なので

すけれども、「⑧その他必要と思われる事項」の前に1つ追加をしていただければと思っているのが、相談・通告者からの市町村の対応に関する相談・通告者の意向等も確認する必要があるかなと思いました。

それから、32ページです。真ん中ほどの「②身柄を伴う通告への対応」の「ア 一般的原則」の最後の行ですね。「その際保護者にも連絡する。」と。これは、どこが連絡するかということもありますけれども、市町村がこの段階で、「その際保護者に必ず連絡する。」という記載は外した方がいいと思いますので、ここは削除した方がいいかと思います。

あとは、45ページ、(2)のところですが、児童記録票のところですが、「世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。」、その後ですね。「妊婦からの相談のうち」とあるので、ここは妊婦からの相談だけではなくて、「妊婦に関する相談・通告のうち」ということで、広くとった方がいいかなと思います。

あとは、第3章で相談対応における留意事項のところなのですが、62ページで言いますと、上から15行目、なお書きのところですが、なお、一時保護等、より高度で専門的な対応を必要としている場合には、「児童相談所に送致する。」とあります。これと似たような表現がそれぞれの相談種別で出てくるのですが、微妙に記載方法が違っていますので、できるだけ統一をした方がいいのかなと。一つ一つ微妙に変える必要もないかなと思いましたので、一つの案として「児童相談所と協議会し、これを児童相談所に送致することも検討する。」ということでもそろえたらどうかと思っています。

それから、65ページをご覧ください。要保護相談のところですが、一番下の「2. 養護相談の分類」のところですが、①②③④⑤⑥とありますが、いわゆる養護相談というのは、保護者のいろいろな養育が困難な状況のことかと思うのですが、このうち「④児童買春等被害相談」のみが、これは犯罪被害の相談ですので、ちょっと性質が違うのかなと思ひまして、養護相談の分類からは外した方がいいのではないかなというのが私の考えです。

それから、66ページです。非行相談についてです。下の「第5節 非行相談」の「1. 非行相談の分類」ですが、「従来、非行は、以下の3群に分けられ、」とあります。文脈からすると、不良行為、ぐ犯行為、触法行為かと思われるのですが、記載の中に、そのほかに犯罪行為というものがあります。したがって、「従来、非行は、不良行為、ぐ犯行為、触法行為及び犯罪行為の4群に分けられ、」とした方が適当かなと思っています。

67ページの「(2) ぐ犯行為等相談」の第1パラグラフの最後、「ぐ犯行為等相談は、常に養護性の有無を検討しなければならない。」とあります。これは当然そうだと思うのですが、これはぐ犯行為に関わらず、非行相談一般について言えることかと思ひますので、非行相談については常に養護性の有無を検討しなければならないとして、66ページの「1. 非行相談の分類」の最初のところに移動させた方がいいかなと思います。

それから、67ページです。「(3) 触法行為等相談」のところの説明なのですが、「触法行為とは、～刑事責任は問われない行為のことである(少年法第3条第1項第2号)」と、ここに、分かりやすくするために、「行為のことであり、警察署から児童相談所に通

告され、児童相談所において対応するのが一般である。」と、触法行為相談については、市町村ではなく児童相談所が直々に対応するのが一般だという記載があると、市町村には分かりやすいかなと思いました。

それから、70ページです。第2節の下の「1. 児童相談所への送致」のところですが、第1パラグラフで、第27条の措置を認められる者云々は「児童相談所に送致する（児童福祉法第25条の7第1項第1号、第2項第1号）」とありますが、41ページに送致に関する記述がありまして、41ページの囲みの中での児童相談所への送致のところには、②として、このほか、出頭要求、調査・質問、立入調査、または一時保護等のことについても児相長に権限があることから、児童相談所に送致すると表記されていますので、70ページにおいても②の部分を追加記載する方がいいかなと思います。

それから、71ページの3と4のところ、都道府県（児童相談所）からの送致、それから、都道府県からの指導措置についての委託についての記載ですが、参照すべきところが示されておりますが、第2章のみでなくて、この後に出てきますので、本章第3節、あるいは本章第5節とつけ加えた方が、読み手にとっては分かりやすいかなと思います。

それから、あと、大きなのは91ページです。このあたりは関係機関との連携についての記載なのですが、91ページで言いますと、下から6行目、ただし、相談のうち、こういうものについては、児童相談所の助言・支援を求めるか、送致すること、いわば児童相談所への送致について記載をしております。それから、3の上、同じですけれども、必要な場合、こういうときには児童相談所に送致することとあるのですが、この後にも何か所か出てきます。ただ、この関係機関の連携とのところに児童相談所への送致の記載を置く必要はないのではないかなと思われまして、第3章の相談ごとの留意事項のところに書かれていますので、ここではその部分の記載は削除していいかなと思います。

それから、100ページ、最後です。医療機関との関係についての記載ですが、冒頭部分ですね。市町村は、子ども家庭支援を行うに当たって、専門的医学的な判断や治療を必要とする場合、「基本的には児童相談所を紹介するか当該ケースを児童相談所に送致することになる。」と書かれていますが、児童相談所の立場からすると、専門的医学的な判断や治療を必要とする場合に児童相談所に送致されても困るとというのが正直なところかなと思います。案としては、「基本的には専門の医療機関を紹介するか医療機関に相談することになる。」としていただければと、児童相談所の立場からすると、その方がいいかなと思っております。その後に、特に自殺企図のおそれがあるなど、緊急を要すると判断される場合には、児童相談所とも連携しながら、同行して医療機関へつなげることも検討するぐらいの表記でいいのではないかなと思っております。

すみません。長くなりました。以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、鈴木構成員からお願いします。重ねてで恐縮ですけれども、時間配分に御協力いただければと思います。

○鈴木構成員 鈴木です。

今の先生の次のページ、161ページに書いています。資料としては、赤字になると余りに分かりづらいので、白黒の資料の3-1の目次、その後の3-2の、黄色で入れていますが、74、75ページをお開きいただければと思います。分かりますかね。赤字ではない方、資料3-2の75ページの指導委託のところでございます。

コア会議に入っていますので、基本的には細かいところは了承したはずなのですがけれども、75ページの(4)の指導委託のところでございます。どうやって書いてあるかということ、現状だと、速やかに都道府県に意見を述べるという形で、市町村からの意見を踏まえ、見直しを行うことというので、見直しを行うことまで入れていただいて、かなり変わってきているのですが、基本的には、ここは対応関係にはあるかなと。市町村が直ちにこれを変えてくれという場合は、現場で何か状況が変わった場合なので、「速やかに」より一段強調される場合の「直ちに」にかえる。(拘泥するわけではないのですが)それと同じ形で、市区町村が依頼した場合には、それに対する応答も「直ちに」。「直ちに」ではなくて「速やかに」であれば、逆側も「速やかに」という形で、やはり回答が必要かなというのが1点でございます。

次が(6)ですが、裁量のところございまして、現状だと(6)の2行目が「市町村の裁量」と書いてあって、下のところを見ていくと「一定の裁量」とあるので、ここも一定の裁量、枠づけられた裁量ですよということです。自由裁量と考えられると難しい、基本的な枠組みが違ってしまいますので。

3点目が(7)のところでございますが、語句的な話になるのですが、コア会議でも話させていただいたみたいに、兎相の旗を立てて市区町村が動く場合は、その後、市区町村が自分の旗を立てて動く場合との関係がでてきますので、その部分です。市区町村として委託を受けた後に、今度は自分たちが(独自の)主体として入るのですよということをちゃんと認識・念頭にした上で委託をちゃんと受けることが必要なのではないかと、その3点を加えさせていただきました。

長くならないように全部はしゃべりませんが、追加資料で、危機管理学研究というところで、自分で書いた論考をここで皆さんに読んでくださいという意味で出したわけではなくて、例えば、現行法の限界がありますので何とも言えないのですが、残された部分としてというか、現状としてどういう問題があるかということ、私の論文の132ページがありまして、上から11行目ぐらいから、一時保護を行う場合とかで、基礎自治体のところでは、一時保護権限がございませんので、そのところで、一時保護をみんなで集まって必要だと考える場合があるのですが、それへの対応ができない。

もう一つ言いますと、133ページの②で、一時保護を解除する段階の問題。ここも例示を今は詳しくは挙げませんが、自分たち(地域)で依頼しても解除を待ってもらえないという場合の不都合な事例を挙げています。ここで何が言いたいかというと、そのところを拠点の指針のところ、書き込まなかったというのがあって、現場で困っているところと

してそこがあります。都道府県との関係のところを書くのか、送致、委託のところを書くのか、または都道府県の支援というところであるのかというのはあります。また、現場で、アセスメントシートでそこを協議するのですが、現場で、直ちにそのときに危ないよという状況はあって、そのときどうするのだとあって、では都道府県来てくださいと依頼するけど、都道府県も時間がなくてなかなか来られません。一時保護しようと思っていたのだけれども、ずっと待たされて結局できませんとかいうこともあるので、その辺の権限がないことについてのフォローを、都道府県なり、児童相談所としては配慮が必要だということを、どこかしらの中で文章として入れ込んでほしいというのが私のコメントでございます。

以上になります。

○松本座長 分かりました。最後のところは、もしよろしければ、後で端的に文章の形にして、趣旨は分かりましたので、メモをいただければ。

○鈴木構成員 分かりました。

○松本座長 続いて、高松構成員、お願いします。

○高松構成員 資料3-2の訂正版の方で書かせていただきました。全部吸い込んだような形のものです。

○松本座長 資料3-2の赤が入っている方ですね。

○高松構成員 赤が入ってない方です。資料3-2です。17ページ「(4)秘密の保持」とありますけれども、「通告・送致してきた関係者からの調査、あるいはこちら側からの依頼協力」となっているのですけれども、全部明記されているだけに、児童相談所ですとか、市町村となっているので、「こちら側」という表現がちょっと違和感がありました。市町村になってしまうと、委託の部分があるので、こういう表現になったのだと思うのですけれども、関わる職員とかとなった方が理解しやすいかなと思いました。

それから、21ページの②のところなのですけれども、「地域協議会を設置した」とあるのですが、要保護児童対策の指針の中では、「支援拠点は要保護児童対策調整機関を担うことが求められる」という文言があるので、どこかにこの文言が明記されれば、例えば、小さい町などでしたら、支援拠点と要対協の機能を一体的にやっというと考えられるところも出てくるのかなと思いました。検討願えればと思っています。

ガイドライン32ページの「その際保護者にも連絡する。」ということで、身柄を伴う通告への対応だったのですけれども、先ほど後藤先生から言っていただきましたので、同じ意見ですので、こちらは省略いたします。

44ページのところは、ずっと言わせていただいたのですけれども、児童相談所の役割を、市町村が動きやすいようにきちっと書いていただきたいということではすごく整理していただいて、ありがとうございましたということで、ここは感想にとどめさせていただきます。

それから、ガイドライン45ページの「児童相談票の保存期間」なのですけれども、やはり虐待等においては世代間連鎖して行われてしまうケースがすごく多くて、子どもが親に

なったとき、また、親の成育歴を調べたいような場合は、市町村の中でも結構出てくるかと思しますので、5年という記載は外した方がいいのかなと思っております。うちの町でも永年保存のような形でとっているのですけれども、親の親の情報とかが結構役に立つことがあるので。

それと、55ページなのですが、**「第6節 その他必要な支援」**の1で、「一時保護又は施設入所等の尊重解除前後の支援で」の文末で、児童相談所が最初にケース会議をやるのが「望ましい。」とありますけれども、ここは「開催する。」にしていきたいと思えます。

あと、先ほど皆さんからもありましたけれども、61ページから62ページの養育相談のところですか、非行相談のところ、具体的な支援というところでなかなか市町村にとっては分かりづらいのかなと。では、どうしたらいいのかなということでは、もう少し書いてあってもいいのかなと感じるところではありました。

それから、75ページです。先ほど裁量ということでは皆さん方からも出てきていましたので、同じような意見ですので、ここは割愛させていただきます。

資料4の共通リスクアセスメントツールについているのですけれども、市町村にとって、実際にどうしたらいいのかという手法がすごく重要でありまして、具体的に今回示されたということでは、すごく分かりやすいのではないかと。あと、転入ですとか、共通様式もありますので、そういったところでは、市町村間の情報の提供ということで、活用もしやすいのかなと考えております。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、吉澤構成員、お願いします。

○吉澤構成員 すみません、遅れてきてしまって、既にお話、意見が出ているところかもしれないけれども、私も資料3-2のページに合わせて幾つか赤字で意見を述べさせていただきます。

まず、27ページですが、その下にも幾つか似たようなところが、例えば、52ページのところもそうなのですが、障害部門との連携とかいうところの表記なのですが、**「障害児と障害者」**は併記で「・」を入れて書かれた方がいいのではないかと思います。

それから、30ページの①②③④⑤となっている⑥なのですが、これは多分、「支援の終結」の「の終結」が脱字になっていると思うので、もう一度確認をお願いいたします。

それから、34ページの「相談・通告直後の対応」の「(1) 初期対応の重要性」の段でございまして、赤字のところのように、「要否等の」後に「判断を要するため、緊急受理会議の前に事前調査を行う。」という文言をつけ足した方が具体的に分かりやすいかなと思えました。

それから、49ページ、特定妊婦のところですが、「(2) 精神的に不安定な妊婦」のと

ころに、具体的な支援として、「ホームヘルプサービス等の障害福祉サービスや訪問看護などの利用も検討し、」ということを入れたらどうかという意見です。

それから、52ページは先ほどお話ししたとおりで、55ページも、赤字のところ、「児」と「者」を併記することと、それから、もう少し下のところに、障害者の「(地域自立支援)協議会子ども部会」というところがありますけれども、これは大人も含めるので、子どもだけという意味ではなく、「協議会」という形でまとめてしまったらいいのではないかという意見です。

それから、64ページの「障害相談」のところですが、障害児を持っている親御さんの障害施策がどういうものかということが細かく書かれていて、現場の市町村が知るべき情報としてきちっと整理されてきたなと思います。ただ、「なお、」のところ少しつけ加えて、障害の相談種別でとって、もちろん相談が展開していくこともあるのですが、障害児ゆえに親御さんが大変だということで、被虐待等でとることも実は非常に多いのが現場の状況だと思います。ですので、そのことがわかるようにつけ加えたらどうかというのが64ページの意見です。

それから、65ページの「養護相談」については、これは文章ではなくて、整理の仕方として、養護相談は御存じのように「児童虐待相談」と「その他の相談」と大別されていて、それぞれ相談の性質が大きく異なるので、基本的には2つの柱で書き分けた方がよいのではないかということと、その他の相談も、実はその他の中に、「遺児・迷子」のその他と「養育困難」と大別されていて、「遺児・迷子」のその他は年間を通してゼロ件の市町村も大変多いので、我々の相談の半分以上が「養育困難」という形で、親御さんが養育が困難になっていることで子どもへの支援が必要だという相談の種別に整理されることが現場としては多いので、そこは少し書き分けた形で展開をしていく方がよいのではないかというのが意見です。

それから、そのことを踏まえて、64ページの障害のところ「3. 障害のある保護者への支援」と、大変丁寧に整理してくださっているのですが、これは養育困難の傷病の方に移した方が、今の理屈の延長でよいのではないかというのが意見です。

以上です。

○松本座長 どうもありがとうございます。

それでは、奥山先生。

○奥山眞紀子構成員 全部説明していると時間がなくなってしまうので、35ページを見ていただいて、実はコア会議で修正したものの細かいところをずっと見てきたのですが、それを最終的に全部黒字にして、全体を見ると、かなりバランスが悪かったり、問題だなと思うところが多々見受けられたので、こういう方向性で修正しましたというところだけをお話しさせていただきたいと思います。

最初に、子どもの権利ということについて随分しっかり書いたのですが、その後の具体的ところになると、子どもの権利というのが全然出てこなくて、実は、そ

れに気づいたのは、児相の方の指針を見たときに、ないじゃないと言って、こっちに戻ってきたら、こっちもなかったみたいなのがあって、なるべく子どもの権利ということを意識しながらやれるような形で、その言葉を入れ込むようにしてみました。

もう一つは、全体を読んでも、親支援の方に偏っていて、子どもへの支援というところがなかなか見えてこないところがあったので、少しその部分を書き足したということがあります。

それから、市町村の支援が、どうしても通告からの虐待、要保護・要支援の方ばかりに重きが置かれたような書き方になったので、全ての子どもに対する支援なのだというのも、もう一回分かりやすく、バランスをとるということを考えました。

あと、文言なのですけれども、先ほど加藤先生がおっしゃっていただいた「地域協議会」というのもちょっとまずいなと思って、「要保護児童対策地域協議会」、これ、全部直した方がいいと思うのですね。というのは、法律上は「協議会」という略になっていると思うのですけれども、「地域協議会」とか「協議会」と書かれてしまうと、辞書的に見て、途中から見ると何が何のことやら分からないということになるので、全てきちんと書いた方がいいのではないかと私は思います。

それから、ほかには、あっちこちに「留意する。」というのが出てくるのですけれども、ガイドラインというのは、どう行動するかの指針ですから、それを留意しろ、頭の中に置け、それだけという感じがしてしまうので、やはり「留意する。」という言葉で終わるのはまずいと思うのです。そこに留意して何をしろと書けば、それはいいのですけれども。なので、ここの部分は「留意」でもいいなと思うところ以外は、できるだけ「留意」という言葉を外しました。

それから、「連携事項」というのが意味が分からなくて、何のことを言っているのだという気がするので、私の修正では「連携」しか残していないのですけれども、「連携のあり方」とか、その辺の言葉を考えた方がいいかなと思います。

それから、もう一つは、アセスメントをするときに、井上先生が書いてくださった図を出して、安全の緊急度とリスクのアセスメントとニーズのアセスメントと3つ出ているので、常にアセスメントが出てくるところには、その3つの体系に基づいた書き方にしていかないと整合性がとれなくなるかなということで、それを統一するような書き方にしていきます。

あと、どうしても前に書いたものを修正して修正していつているので、同じようなことを書いてあるところが2つ出てくるとかも結構あったので、ばさっと削ってもいいかなと思うところはかなり削りました。

あとは、読んでいて、順番として、例えば、市町村の支援の対象とあって、急に非行の話が出てきて、家裁が受理するものであるから、それは見なくていいみたいな感じのが一番先に出てしまうので、これはおかしいかなと思って、それは後ろ側に持っていか、順番を少し入れかえたりしながら対応しなければいけないかなと思いました。

今、ざっと読んでみると、私もかなり誤字脱字があるので、もう一度見て御連絡させていただきたいと思います。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

私の資料の説明をします。簡単にと 생각합니다。一覧のメモにすれば良かったのですが、上から直したものですから。細かいところを見ていると時間がありませんので、1ページ目の機能のところ、全体的に市町村にソーシャルワーカーを置く、あるいはソーシャルワーカーの機能を持ってもらうことが全体の方向かと思っていますので、最初はソーシャルワークということを入れた方がよいのではないかということです。それは全体を通してです。

2つ目、4ページ目に「保護者・子どもの参加の促進」とありますけれども、子どもの権利の問題とも関わりますけれども、参加ということをしてできるだけ可能なところに入れていくことが必要ではないかということ。

次に、6ページ目に行きまして、ここは技術のところ、ほかのところとの整合性がありますので、ここだけ直していいのかどうかは考えたのですが、ニーズというものが、専門職から見て支援が必要な状態というだけでいいのか、もうちょっと広く捉えておいた方がよいのではないかというのが修正の趣旨であります。

あとは、9ページ目の地域協議会のところですが、アセスメントが抜けていたので、アセスメントシートも出ていて、アセスメントをきちっとやっていきたいと思いますというのが全体の趣旨ですので、これは入れておいた方がよいだろうということになります。

あとは、大きなところで言うと、たしか後藤構成員からも出ていましたけれども、16ページから17ページの流れのところ、①②③とあるものと、括弧の中の①②③とあるものと、その後の18ページからの「相談・通告の受付」というところの流れが、大まかな流れは合っているのですが、番号として対応していないので、ここはちょっと整理をした方が分かりやすいかなと。囲みのところを取ったのは、あるとかえってややこしいかと思っただけなので、復活させてもよいのですが、復活させるとしたら、番号は対応できるように整理をし直した方がよいのではないかということです。

あとは、25ページの調査のところですが、面接のところも、聞き取りが支援の参加の最初のプロセスであるということを明記しておいた方がよろしいのではないかと考えたところです。

全体から言うと、1つはソーシャルワークという観点をもう少し出すこと、アセスメントのところ、書き込めるところは、きちっとアセスメントにも留意するようなことを書き込んでいくこと、あるいは当事者の参加、あるいはエンパワーメント、強みを生かすということも必要に応じて書き込んでいくこと、あとは、特に支援の流れのところについては、全体の番号も含めた整合性をとるといような趣旨の変更であります。

一通り、資料が出ている方からの御説明をいただきましたけれども、ペーパーがない方

で修正意見等、御発言ありましたら、まず出していただいて、その後、若干休憩に入って意見交換としたいと思います。いかがでございましょうか。追加でももちろん。

○奥山眞紀子構成員 追加なのですけれども、図を見ていなかったの、114ページの子ども家庭支援系統図という中で、これは拠点はどういうふうに、点々が拠点になるのですか。

○松本座長 この系統図ですね。拠点の位置づけをどこに。

○奥山眞紀子構成員 どうなっているのかというのが1つ。

○鈴木構成員 奥山先生、何ページですか。

○松本座長 資料3-2の114ページです。

○奥山眞紀子構成員 それから、127ページに「虐待事例への支援の特質」と書いてあるのですけれども、これが子どもへの権利支援というか、あるいは子どもへの権利教育とか、心理教育とかも入ると思うのですけれども、子どもへの支援がどうここに入れ込まれているのか、ちょっと見えない。あと、評価もそうなのでも、子どもの被害者面接のことが余りよく見えないなという気がしました。

あと、こっちを全然見ていなかったの。アセスメントシートの方なのでも、ネグレクトのところに関しては、慢性的な栄養不良や体重増加不良というより、器質的な問題のない体重増加不良とか、成長の問題とかの方が良いのではないかなと思うのと、それから、エモショナルネグレクトのことが余り出てこないかなという気がします。あと、環境のネグレクトと監督のネグレクトですかね。環境のネグレクトとしては、例えば、階段などが転びやすいような階段で育てているとか、監督のネグレクトは、監護が不十分という言い方はあるのですけれども、監督がきちんとできていないので、パチンコ屋さん事件みたいなものもそれに入るのかもしれない。だから、家に放置されているためというだけではなくて、どこかで必ずその子のことを監督していなければいけないということになるのだと思うのです。

それから、性的な被害が、かなりこれは幅を狭めてしまっているなという気がします。これだと、例えば、キスされたとか、胸をさわられたというのはどこにも入らなくなってしまうのです。9ページを見ると。あと、口腔性交も入らないことになってしまうのです。ですから、性器・肛門にさわらせるみたいな書き方ではなくて、そういうものが広くとれるような書き方にした方が良いのではないかと思います。その辺が少し気になった部分でした。

○松本座長 ありがとうございます。

私もアセスメントのところ気づいたところで、全体の総括表のところ総合評価を書く欄が見えないので、それは入れた方がよろしいかなとは思いました。

ほかはいかがでしょう。資料を出していない方。では、まず加賀美構成員、続けて北村構成員。

○加賀美構成員 確認です。市区町村子ども家庭総合支援拠点を形成して、市町村のガイドラインをつくったと、こういうことになっているのです。わざわざ「区」を抜いてい

るのは何か意味がありますか。全てに「区」が抜いてあるのです。区はやらなくていいという話になるのではないかとちょっと思ったので、それだけです。

○松本座長 これは事務局に確認したいのですけれども、これは区も対象ですね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 もちろん対象で、大体、行政文書的には、「市町村（特別区を含む）」というのが、法律もそうですし、書いていますので、そうさせていただきます。

○松本座長 北村構成員。

○北村構成員 先ほど吉澤構成員からもお話があったのですが、「障害相談」の中に、「障害のある保護者への支援」という項目がありまして、64ページです。自分のイメージとしては、お子さんの障害に関する相談が入ってくるところに、障害のある保護者への支援という部分が、やはりちょっと違和感があるかなと思ひまして、ここについてはやはり「養護相談」の方に移した方が良いかなと思ひました。ただ、92ページの更生相談所の項目のところで、「障害のある保護者への支援」がまた出てきているところがありまして、ボリュームを抑えるのであれば、どちらかを参照とか、そういった形で整理をつけても良いかなと思ひました。

あと、71ページなのですけれども、2番に「児童相談所長への通知」という項目がありまして、「送致」と「通知」の違いが少し分かりにくいところがあるのですけれども、もともとの通知の意図といえますか、その部分が、「送致」よりもかなり緊急性の高いもの、「送致」というのは27条の措置を求めるものなので、一時保護を求める場合に送致というの、ちょっとずれてくるのかなと思うと、むしろ一時保護を求める場合には、この「通知」が活用されるのかなと思ひますが、どちらかという「送致」の方が中心となっていますので、もともとの制度の中でも、「通知」の位置づけというのが、どのぐらいの「送致」との違い、それから、児童相談所の運営指針を見ると、「通知」というのは児童福祉審議会の方で報告されるような形になっていて、「通知」の重みというのはかなりあるのかなと思うと、この「通知」がどういう場面で使われて、児童相談所としても、それを受けたときに、児童福祉審議会との関係でどこまで活用といえますか、報告されてくるものになるのかなというところが、「送致」と「通知」の差をしっかりとつけておいた方が良いのかなと感じました。

以上です。

○松本座長 ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○安部構成員 基本的なところは、コア会議に入っているのです、そこで言っているのですけれども、資料4、アセスメントシートの例の2枚目、アセスメント項目の最初のところなのですけれども、大分類として、「子ども・保護者から観察された状況」となっています。中身が何かというと、虐待の重度の状況の確認のような気はするので、例えば、ネグレクト項目、さっき奥山先生が言われましたけれども、居住環境とか、保護者の養育能力とかは後ろの方に書いてあるのですね。ですので、この項目、「子ども・保護者から観察

された状況」というよりも、「重度虐待の確認」みたいな言いの方が良いかなと。特に最初にこの状態がないかどうかを確認し、その後、下のところで詳しく、家庭状況とか子どもの状況を確認していくという構造になっている気がするので、そんなふうに思いました。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。「子ども・保護者から観察された状況」という言葉の置きかえですね。意味をはっきりさせるという意味ですね。

○安部構成員 はい。

○松本座長 お願いします。

○鈴木構成員 送致の書式はあるのですけれども、指導委託の書式はないですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今のところ、つくる予定はないです。

○鈴木構成員 これからつくるということですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 検討はします。

○松本座長 ほかに、御発言いただいている方がありますか。

○井上座長代理 全体を通して、「子ども虐待」というのか、「児童虐待」というのか、どっちかに統一しなければいけないと思うのですけれども、これが両方入っているような気がします。皆さん、どう思われますか。

○奥山眞紀子構成員 それを言うと、「妊婦」と「妊産婦」も、いろいろになっていました。先ほど後藤先生がおっしゃったように、「妊婦（胎児）」とかにするのか、ちょっと考えなければいけないかなとは思いました。

○松本座長 かなりたくさんの方の修正提案が出ました。文言の整理というところから中身に踏み込んだところまで、かなり差があります。一旦ブレークを入れて、出された修正提案について意見を述べ合うことにしたいと思います。文言の整理で済むところは、その後、事務局と座長、副座長にお任せいただいて、内容上、議論が必要なところについて意見を交換する、方向を確認するという形にしたいと思います。

それでは、10分休憩をしたいと思います。

(休 憩)

○松本座長 それでは、大体3時半、延びても3時40分をめどにして意見交換をしたいと思います。かなり議論が分かれる可能性のあるところについては、少し時間を取るというふうにしたいと思います。ここについて議論したいということはどなたから御発言いただいてもいいのですけれども、私からまず先にとしたいと思います。

まず、加藤先生のメモでいただいたところで、幾つか、こことして確認、あるいは方向を議論することが必要なことが幾つかあると思います。

まず、終結の目安のところ、これは3カ月と。1・6歳児ではなくて、3歳児健診のどこ

ろまでということがありましたけれども、御意見ありでしょうか。このままでいいとか、加藤提案の形で延長する方が望ましいと考えるか、もし御意見があれば、どうぞ。

先に吉澤さん、続いて奥山さん。

○吉澤構成員 例えば、「少なくとも」という言葉を添えるとか、それから、母子保健側からすると、1歳半でももちろん終わってなくて、その後、少なくとも3歳まではしっかりと管理をしていきますし、きょうだいなどが産まれると、その後もずっと続いていたり、それから、精神疾患等、保護者側の支援があれば、保護者の相談票も起こしながら、子どもと保護者の両方の相談、支援がずっと続いていくのが原則だという前提の中で、特定妊婦の場合は、何もなければ1歳半と、どこかで切らないといけないので、終結の判断の例として、そのように考えて記載したという背景があります。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 まず、ここの文章が、私も今、気づいて、ぼんと抜けていたなと思うのですけれども、緊急度が最重度・重度のケースと、特定妊婦で何でもなかったケースと、乳児のケースと、全部一緒に1歳半かということになってしまっているの、これはやはりまずいのではないかと思うのですね。だから、今、おっしゃったように、特定妊婦で、その後、問題なく経過されているケースに関しては1歳半で良いのかもしれないけれども、緊急度の高い重度の虐待があったケースも1歳半という、文章そのものを分けて考えた方がいいのかなと思いました。

それから、ごめんなさい、もう一つ忘れていたのですけれども、やはり「見守り」という言葉はできるだけ省いた方が良くと思いますので、③のところは、心配な要素があるけれども、他機関で支援がされていて、きちんとケース管理ができているときののだと思ったのですけれども、※の2つ目も、「支援及び管理を依頼した関係機関」と書いた方が、見守りというだけではやはりよくないのではないかと思います。

○松本座長 ほかに、この点についていかがですか。どうぞ。

○渡辺構成員 特定妊婦に関して、いつまでで終結にするかという点なのですけれども、さいたま市の場合は、もうかれこれ10年以上前から特定妊婦の追跡調査をしております、3歳児健診までフォローしています。その結果として、一番特徴的なのは、転居の割合がほかの妊婦たちよりも非常に高いところなどがありますので、やはりハイリスクの死亡事例の検証とそこもリンクするところなのですけれども、年齢で区切るのではなくて、最低限1歳半までというのはあっても良いと思うのですけれども、その状況によって、それぞれの特定妊婦となった背景や社会的なものですとか、そういったものを総合的に勘案して終結を決めていくとしていただきたいと思います。

○松本座長 ありがとうございます。

一律にやるのではなくてという観点からの御意見か幾つか出ていると思います。私がかよって気になったのは、1歳半のところは、母子保健が切れると、ほかに制度につながらないところが結構あるので、ここはちょっと慎重に考えるという方向で見直していくとい

うふうにできればと思います。

ほかに御意見なければ、ここはどのような形で見直すかは、原案を調整させてください。

続いて、人繰りのところで、加藤さんのメモで3番の家庭児童相談室に常勤職として入れるというところと、「6. 人員数再考のお願い」のところで、人の積算を見直せないかという2つ出ているのですけれども、人の問題とも関わりますので、事務局の方で、ここについては何か御意見ありますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 家庭児童相談室ですけれども、御承知のとおり、かなり古い制度で、昭和39年からスタートしている制度になります。何回か改正していますが、その設置運営要綱がありまして、その中で、家庭児童相談室の職員は非常勤職員とすると明記されていて、さらに、地方交付税措置もされているのですけれども、それも非常勤の職員の対価が措置されているということなので、そういったものを予算面も含めてクリアしていかないと、ここで常勤と書くことが果たして意味があるのかも含めてなのですけれども、設置運営要綱とか、家庭児童相談室のあり方を含めて検討していくことが必要ではないかと思っていて、基本的な考え方としては、ここにも書かれているように、支援拠点が今度できましたので、常勤職員を基本とした職員配置をした支援拠点に体制として移行していくことが、私たちとしても望んでいる姿ではあるので、そういったことを今回、支援拠点の運営要綱なり、この指針にも書かせていただいたので、家庭児童相談室を常勤とストレートに書くことはなかなか難しいかなと思っています。

あと、6番の支援拠点の職員の加算の考え方なのですけれども、確かにこのワーキングでの御議論があったように、虐待相談ほいのだけけれども、虐待相談として受理せずに、いわゆる養護相談、その他相談で市町村が受理してしまっているところもあって、カウントされていないという現状が確かにあるのは承知しています。ただし、今回の加算のベースを虐待相談にしたのは、あくまでも虐待対応専門員という非常勤職員なり、非常勤職員を加算するための仕組みをつくらうと思ったので、これも正直言うと、平成29年度予算とリンクしておりまして、今回は加算のベースが虐待相談件数で整理していますので、それをさらに養護相談なり、児童相談に広げるということであれば、次の平成30年度概算要求の中でそういったものを措置していくことは可能なので、そういった方向で市町村の実態もよく聞きながら進めさせていただければと思っています。

○加藤構成員 是非それをよろしくお願ひしたいと思っています。

あと、家庭児童相談室ですけれども、既に大阪府では、枚方市、それから、東大阪市で常勤で家庭児童相談員おりますので、そこら辺の都市がどういう工夫で常勤化したのかということもあわせて、また参考にさせていただいて、常勤化への移行をお願いしたいと思っています。

○奥山眞紀子構成員 事務局に教えていただきたいのですけれども、市町村の児童虐待相談対応件数というのは、どういう定義になっているのでしょうか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 これは児童相談所のいわゆる相談種別、考え方とイコ

ールです。例えば、資料3-2の最後、174ページ、このワーキングでも何回かありましたけれども、いわゆる統計分類の中で、真ん中の一番上ですね、「養護相談」という分類があって、そこに「児童虐待相談」と「その他の相談」が分かれていて。

○奥山眞紀子構成員 それで、定義がない。どれをそう呼ぶのかという定義がないので、考え方によって、いろいろなことが考えられてしまうわけですよ。どんな相談でも虐待のリスクがあったら虐待相談だと数えることも可能ですし。だから、統計とるのに定義していないということが基本的に間違いではないかと思えます。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 定義というのはいりまして、事務連絡のほうで、自治体には、こういうのが「児童虐待相談」だというのは、一応、お示しはしています。

○奥山眞紀子構成員 ただ、実際に児童相談所によって、ちょっとずつ定義が違うのですね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 基本的には149ページ。

○奥山眞紀子構成員 だから、もうちょっときちっとしないと、統計として。だんだん良くなるはなっているのです。前よりは良いのですけれども、では、市町村はどういう定義が良いのかというところが、本当に児相のを流用して良いのかということも含めて考えるべきではないかと思えます。

○松本座長 この点については、大変大事なことだと思います。特に人の配置、あるいは積算の根拠については、次年度のこのワーキングで市町村の相談体制の強化について、宿題としてたしか残っているはずですので、そのところでもうちょっときちっとした意見交換をすることにしたいと思えます。

ただ、例えば、家庭児童相談室について、拠点の方に含み込ませて、拠点の方で常勤職をつけていくという方向でここで議論していましたが、伺うところによると、地方交付税で常勤職を見るのはちょっと厳しいと。来年度予算では難しかったと伺っています。そうすると、常勤職の配置がないまま拠点が走り出すことになりますので、それはかなり意味が違ふと思えますので、引き続き我々の方でも議論して、また予算要求でも入れ込んでいただくことはここで確認をしたいと思えます。

人繰りのところはこれでよろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○松本座長 いろいろ御意見はあるかと思えますけれども、時間の関係で先に進めたいと思えます。

加藤さんのメモで、多分、これは議論が分かれるところで、なので意見をいろいろ出しておかないとまずいと思うところが警察のところなのですね。ここについて、御意見ありましょうか。どうぞ。

○鈴木構成員 鈴木です。

加藤委員と逆の立場で、やはり現場で、少年センターは入ってもらっていますけれども、警察は所轄というか、それぞれの管轄があるので、具体的に動く場合はそれぞれの所轄が

動いてくるので、自分たちの中でも、逆に入ってもらっていないと、いろいろな連携とか、情報のやりとりとか、見守りとかができない形になっていまして、警察でも刑事と生活安全では違いますし、生活安全の中でも防犯と少年係と別にそれぞれやっていく場合もあるので、逆に入ってもらうのに苦労していたのですね。会議をやる場合は、警察は関係ない案件であれば、例えば、前半部分で赤ちゃん的な会議をやって、後半部分で年数が上がったもので入ってもらうとか、やり方の工夫は幾らでもできるので、会議のメンバーとしては、基本的に入ってくださいねという方が必要かなというのが意見です。

○加藤構成員 例えば、どういった事例とか、どういうことで非常に効果的であったかというのを教えていただきたいと思います。

○鈴木構成員 よくやるDV案件とかもそうですけれども、小学校でいなくなってしまったとか、どこどこ公園で何かトラブル、けんかをしていたとか、放火、そういうのに至るような案件だとかはあります。それは警察の視点で見つけてきてどうするというのと、市町村は市町村で、どういう形でそれに対応するかというのは、お互い意見をぶつけ合ってやった方が良くいことなので、どちらかだけがやるとか、並行してやっていて対応が違ってしまふと逆に問題なのでということ考えています。

○渡辺構成員 すみません、今、鈴木さんのおっしゃっているのは、児童相談所の職員として仕事をされていたときの経験からのお話と理解してよろしいですか。

○鈴木構成員 子ども家庭支援センター。

○渡辺構成員 子ども家庭支援センターですか。そこは児相の機能は持っているところですか。

○鈴木構成員 持っていません。

○渡辺構成員 持っていませんですね。分かりました。私がなぜそれを聞いたかといいますと、市町村は警察と連携をとるときに、相手にされないと言ったらおかしいですけども、虐待は児相でしょうという感覚が地方ではまだまだかなり強いです。そういったことから考えると、要対協の代表者会議ですとか、そういうところのメンバーに入っていて、必要時、ケースごとに声をかけられる個別ケース会議の方で出ていただくというやり方を、今、運用として、しているところが多いと思うのですけれども、多分、加藤先生のおっしゃっているのも、そんな感じのイメージでよろしいのではないかと思うのです。

○加藤構成員 そうですね。進行管理で、たくさんの情報のやりとりをするときに、いろいろな話が出てくると、薬物であるとかというところで、警察にすれば、薬物というのが入って、調べなきゃということになるのですけれども、こっちは支援の中で、いろいろな情報をどうしていくのかということなので、先にお母さんに会ったりとか、ほかの人に会い始めると、ちょっと違う方向に行ってしまうというところがあって、非常にやりにくいというのか、なぜ知っているのみたいな形に、情報がですね。ですから、そういった意味では、個別で子どもの非行があって、なぜ非行が起こったのだろうねという形で理解していくという意味では良いとは思っているのですけれども、進行管理でたくさんの情報のときに、

必ずしも警察が関与するのは多くの数ではありませんので、毎回、進行管理に出てくるということについては、それは地域によって事情が違うので、このところの書きぶりでは、可能な限りと書いているので、その点について検討いただきたいです。

○松本座長 ちょっといいですか。要は、書き方として、「可能な限り」と書くのか、「必要に応じて」と書くのかということだと思っております。実際の文言としては。そこについて、こちらの方が良いという形での御意見はありますか。どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 今の段階では「必要に応じて」の方が良いのかなと思っています。というのは、警察がコントロール効かないのですよ。こうしないでと言ったことをしてくれちゃうのですね。それで上手くいかなくなるというケースが結構多いので、今の段階では「必要に応じて」なのではないかなと思うのですけれども、もっと連携が上手くいくようになって、虐待の対応を全て警察も対応と一緒にやりましょうぐらいの感じになれば、変わるのではないかとはい思っています。

○松本座長 ほかに。高松さん。

○高松構成員 うちの町のケースで言いますと、警察は完全に入ってもらっていて、すごい協力的なのですね。「必要に応じて」というところで、入っていただけるようにして、こちらがケース会議を参集するときに使い分けるようなこともできると思います。確かに入られてとても困ってしまう、ちょっとそこまではというところもあるのですけれども、例えば、見守りだとか、パトロールだとかを、ちょっとこの家庭、気になるので、重点的にお願いしますという場合は、すごく動いてくれるケースもあるので、必要に応じてはとても必要な存在とは思っています。

以上です。

○後藤構成員 結論的には「必要に応じて」で構わないと思います。大分県も積極的に警察には入ってもらおうようにしてしまっていて、確かに心配されるように、警察がひとりで先走ってしまうことも多々ありましたが、今もあるのですけれども、そういうことも含めて、要対協に入ってもらおうことで、逆に市町村や児童相談所、福祉的な関わりをしてもらうこともあって、経過の中でありながら、より警察とも連携が深まることもあることも御承知おきいただければと思います。

○松本座長 文言としては「必要に応じて」として書き改めることと、これは実務者会議のレベルですね。要対協全体にはきちっと入ってもらおうことは確認の上でということですね。

○加藤構成員 もちろんそうです。

○渡辺構成員 実務者会議ではなくて、個別ケース会議のところを力を発揮していただくとありがたいということ。

○加藤構成員 そうということ。本当はね。

○松本座長 そうすると、書き方として、もう少しここは丁寧に書いた方が良いということですね。そこも含めて。

ここは意見がかなり割れるところかなと思ったので、まず加藤さんのメモから先に聞きましたけれども、ほかの方の御発言のところで、ちょっと議論しておきたい、あるいは種々の御発言があれば、あとはどこからでもと思います。大部にわたるので。

○鈴木構成員 奥山委員のを見させていただいて、危機判断の対応とかをみんな線で削られてしまっているのですが、私としては、あそこの部分は子どもの命を守るという観点から、そういう視点と書き込みはあった方がいいのかなと思って見させていただきました。

○奥山眞紀子構成員 どっちかという分散させてしまって、それぞれのところに受け付けたときにも危機判断をしろ、それから、調査においても危機判断しろみたいなことを書いているので、同じことの繰り返しになってしまうかなと思って省いただけなのです。それと、座りが悪いというか、要するに、流れで一つ一つがなっているのに、危機判断というと、どこにでも関わってきってしまうことなのですね。なので、それぞれのところへ入れ込んだ方が良くないかなと思ったという、構造的な問題。

○鈴木構成員 それに関してなのですが、逆に危機判断と支援というのは両立する話ということと、それを現場でも持ちなさいねというのはあった方が良くないかなと。入れ込んでいるということだったので、分かりました。

○奥山眞紀子構成員 よく分からない。どっちが良いのかは分かりません。

○松本座長 今のところは、全体の流れも大事だと思うので、最後の整理のところで判断させてください。

ほかにいかがですか。

○奥山眞紀子構成員 先ほど松本先生がおっしゃっていた、要支援・要保護のところの最初の流れというのが、四角の中とあれが両方あるのですね。削った方がいいかどうかというところだと思うのですが。

○松本座長 最初の囲みであって、また後もずっと、大まか、それに沿って流れがあるので、ちょっと冗長かなと思ったということなのですが、うまい整理の仕方があれば。

○奥山眞紀子構成員 しょうがないので、私は、大きな項目の下に、1で総論的なことを述べて、2からが各論ですよみたいな注釈をつけたという形にしてみました。

○松本座長 それもちょっと全体のとあると思います。あと、①②というのは同じようなところへ続いていて、対応していないというのも読みづらいかなとは思いました。

○吉澤構成員 この業務について1年生がぱっと見たときに、大まか、こういう流れで物事は進んでいくのですよ、これは兎相の進め方とほぼ対比して進んでいく大きな流れとして、基本的なことではあるのですが、それがすごく紛らわしいということであれば、別に番号は振らなくてもいいと今は思っているのですが、受付して、こうして、こうして、こうしてという、その流れが、大きな構造が本当に1年生でもわかるような、そういう理解をまずきちっと押さえるという意味で、あえて残した方が良くないかと思う。もしそれで紛らわしいなら、番号なくても良いのではないかと今は思います。

○松本座長　ここは、最初に流れを書いて、すぐ下に解説みたいなことが書いてあるので、多分、対比して読むと思うのですね。なので、そこは混乱がないような形で整理をするという趣旨です。

ほかはいかがでしょう。今の点に関してなければ、私から1つ。私の提案の25ページのところで、「調査事項」とあるのですけれども、標準的には「2（1）相談・通告時において把握すべき事項」と書いてあって、全体の流れで調査のところですね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐　資料3-2ですと37ページで、松本先生の資料6だと25ページです。

○松本座長　「相談・通告時において把握すべき事項と同じ」とあるのですけれども、内容としてどうなのだろうと、ちょっと確認をしたかったので、皆さんの御意見をいただければ。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐　2の（1）の相談・通告時において把握すべき事項というのは、資料3-2で言うところの31ページの上の囲みの①から⑧までの事項になります。

○松本座長　相談・通告時で把握することと、その後の調査ですね、ここに書いてあるのは。最初に把握すべきことと、その次が同じという形になってしまっているの、ここは内容の整理がもし必要であれば、ちょっと検討しないといけないと思ったのです。相談・通告があって、その後、調査。

○吉澤構成員　先生、こういう点について受理会議を開いて、ここからこういう情報を取ろうとか、それぞれのケースによって、多分、年齢によっても違うと思うのですけれども、その中身を、37ページのところで、同じではなくて、どんな視点とか、どんな事項とか、もうちょっと具体的に書き込んだ方が良くはないかということですかね。確かにそのとおりだと思うのですけれども。

○松本座長　同じで良いのかという話と、両方あったときに読みにくいなと思ったので、具体的な提案がなくて申し訳ないのですけれども。

○吉澤構成員　これは前の平成22年度のまま残ってしまって文章なのですね。初動というか、最初に通告があったときにきちっと聞き取る項目と、その後、会議を開いて、どこからどういう情報を取ろうか、どう調査しようかと、それに基づいて調査の内容は決まって、調査しようということなので、確かに、残したままにしてはまずいかなと、今、反省しています。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐　37ページの文章的に言うと、標準的には同じであるということで、基本的には同じなのだけれども、なお書き以降で、要は、これに基づいて各自治体において、調査事項ですとか、内容を定めてください、調査を確実に実施するためのチェックリストなども定めていただくことが必要ですと一応、書いてあって、これを基本として、さらにプラスアルファでやってくださいとは書いてあるのですね。なので、今、座長がおっしゃったようなことと言うと、「これに基づき各自治体において、調査事項」という後に、例えば、幾つか例示を出すとか、そういったことはできるのではないかと思

います。

○松本座長 ここはちょっと丁寧に書くということで、今、提案がないのですけれども。

○安部構成員 ここで、各自治体での調査のチェックリストと書いてあるのですけれども、今つくっているアセスメントシートを使えばいいと思うのですね。だから、各自治体でつくってくださいと言うのではなくて、それを使えというわけではなくて、アセスメントツールも、モデルですけれども、これを基本にみたいな感じに入れていけば良いかなと思いました。

○後藤構成員 基本的には、項目としては同じで良いのかなとは思うのですね。あとは、どれだけ掘り下げてやる。それと、あとは、相談種別によって変わってくる。特に虐待のときは、虐待を疑われている事実とか、それに関する情報を細かく聞くとかいうポイントはあると思うのですけれども、押し並べて、全体的に言うところのこんな感じかなと思いますので、あえて今の段階で文言をさらに詳しくするという必要もないのかなという気はしています。

○松本座長 では、項目もそうですけれども、記述のところをもうちょっと丁寧にした方が現場の人は分かりやすいかもしれないと思いますので、ちょっと検討させてください。御意見があったら、メモをいただくと大変ありがたいです。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○加賀美構成員 どなたも触れなかったのですが、資料3-1の43ページの児相の指導措置の絡みのところです。囲みは27条で、それに基づき、「都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて、市町村（支援拠点）が行う指導は、支援を適切に受け入れられない保護者」と、つまり、これは在宅措置という話があったときに、指導委託という話をしたと思うのですが、そこのもとのところは、分離保護されずに在宅のままにある子どもたちの支援をどうするかという話から指導委託措置という話があったと思うので、ここは「保護者」の前に、「通告されるも支援の手が届いていない在宅にある子どもも含め」みたいな表現を入れておいてほしいなと思うのです。何で指導委託がここに入ってきたのかという流れから言うと、そこのところは落ちていると思ったので。支援を受け入れられない保護者が対象ではなくて、むしろ子どもの方に支援をすることが肝のところだと私は思います。つまり、通告されるも、在宅のままにある、支援が行き届いていない子どもたちがそもそも話だったということをもう一度確認してください。

○松本座長 ほかにいかがでしょうか。出された意見、あるいは追加の。

○井上座長代理 さっきの後藤さんたちの議論のところなのですからけれども、全体的に評価をするところに関して、初期の評価と、その後、焦点を当てたままの評価で繰り返している、全体を見渡すことを落としてしまって、あっと気がついたらということが起こるので、後藤さんが言われたように、全体を見ていくことを意識してもらおうという考え方が大切なのではないかと思います。実際やっていると、集中してしまって、本当に抜けてしまうのですね。それで、あっと気がつくとも全体を見落している、そういうことがあ

りますことをお伝えしたいと思います。

○松本座長 ほかにどうですか。どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 調査のところに戻るとしたら、それだけでもないのではないかと思うのですね。要するに、最初するときには聞けるだけのことを聞きましたというだけで、例えば、そのうちへ行って、どんな状況なのかを見てくるというのは、その後の調査になるかもしれない。ただし、本当に緊急状態で行かなければならないときは行ってしまうので、そこがなかなか難しいところかもしれない。それはその後の調査だから最初にやらなくていいというわけではなくて、状況に応じてはやらなければいけないけれども、例えば、本当におうちに行ってみて、どういう状況だろうというのを見てきたり、それから、おじいちゃん、おばあちゃんに話を聞いたりというところの調査が必要になる。さっきのところは、要支援・要保護のところですね、段落としては。だから、要支援・要保護の場合はそういう調査が必要になるので、そこは丁寧に書いた方が良くかなと思います。

○吉澤構成員 今の奥山先生の話に関連するのですけれども、先ほどさらっと流してしまったのですけれども、私の提出資料の164ページのP34の「相談・通告直後の対応」のところに今のことをちょっとつけ加えたのですね。つまり、通常であれば緊急受理会議をして、どこにどうやって情報を取りに行くか、訪問をどうやっていくかなど、会議をした上で調査に入るわけですが、場合によってはすぐに、緊急受理会議の前に事前調査という表現にしていますけれども、P34のところに赤字で書いてありますが、「要否等の判断を要するため、緊急受理会議前に事前調査を行う。」という形で、関連することとしてつけ加えました。つまり、流れの中で、やはりすぐに見に行かなければならないという、通告を受けてすぐに見に行くということを要されることがあるということで、事前調査という言い方でつけ加えています。

○松本座長 ほかに。どうぞ。

○安部構成員 全然別のことです。どなたかも言われたのですけれども、114ページの子ども家庭支援の系統図があります。事務局、考えると言われたのですけれども、これは平成7年の市町村移行のときにつくった図だと思うのですけれども、今回は支援拠点だとか、子育て世代包括支援センターとか、新しい概念が入ってきているので、その中でこの図がどうなっていくかと。だから、系統図という形でいくのか、相談の流れみたいな形でいくのか、それとも、この部分をカバーするのだという形でいくか、そこは明示した方が良くかなと思いますし、それを求められている気はします。

以上です。

○松本座長 この点について、何かありますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 一応、別添1、必要なメンテナンスはしたつもりだったので、確かに支援拠点の位置づけもないですし、包括支援センターもないという状況で、これはもともとは児童相談所と市町村、両方の相談援助のプロセスのもので、今回も一応、指針なので、分かりやすくやったので、言葉とかを含めて、もう

ちょっと分かりやすく書いたほうが良いかなという気はしています。

○奥山千鶴子構成員 関連しまして、子育て世代包括支援センターの方も、今、ガイドラインづくりをしまして、そこでも大分いろいろな図をつくっているのですね。そことの整合性みたいなものも見ていくというのは大事かなと思いましたので、よろしくお願ひします。

○松本座長 この図はもう少し手を加えていただくということで、作業をお願いしたいと思います。あとはいかがでしょうか。

○奥山眞紀子構成員 図で、もう一つ、左側ですが、障害の施設などは「等」で入っていると考えるのでしょうか。

○安部構成員 障害者等相談支援事業ではないですか。委託先として。

○奥山眞紀子構成員 これは委託先として入っているだけなので、障害のほうからの通告とか、いろいろなこともあると思うので、左側の箱の中にもあっていいかなとは思ひます。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 児童福祉施設の中に含まれるものと、それ以外の、一番下の他の関係機関等の中に含まれると。そこは例示を入れさせていただきます。

○松本座長 今回の指針の書きかえのところで、障害のところはかなり書き込んだところですので、図の方にもそこが反映されていた方が文章との統一は図れるかなと思いました。

あと、この図については、抜けているところがあったら、後で進め方で確認しますけれども、早急にメモなりの形で事務局にお寄せいただけると、最後のまとめに大変役に立ちます。

○奥山眞紀子構成員 もう一つだけ。乳児院から施設が最初に出てきてしまっているのですけれども、今回の考え方としては、里親、養子縁組、そういったところを上の方に入れた方がいいかなと思ひます。

○松本座長 ほかはいかがですか。

私から1つ、資料3-2の45ページになるのかな、児童記録票の作成は、流れの中に10番であるのですけれども、時系列的に追っていくのだったら、記録票の作成はもうちょっと前に出るかなと思ひたのです。これは終結の前に入ってしまったていいのかな。相談して受理したら、最初にこれをつくるかなと思ひたのです。

○吉澤構成員 そうですね。記録の書き方というか、考え方みたいな整理で、確かに表題を変えた方が良くもしいないですね。順番で言えば、児童記録票の作成は受付と同時に作成するものだと思いますので。

○松本座長 この趣旨は、ちゃんと残しておけよという話、管理ですかね。記録の管理ですね。

○吉澤構成員 そうなのですね。細かく見ていただくと、それぞれにちゃんと記録を残せとか、段階的に記録を書くこととかは書いてはいるのですね。なので、10番の題名を変えた方が。

○松本座長 記録の管理で良いですかね。最初の方で記録をつけるというのは、項目とし

て先に入れておいて、ちゃんと管理してくださいねという話は後の方でやる。

○吉澤構成員 そうですね。

○松本座長 どうぞ。

○鈴木構成員 鈴木です。

今のところと関係しているのですけれども、議論があるところかと思うのですが、45ページ、児童記録票なのですけれども、最後に書いてある(3)、今、言ったところは、ありのままに事実を正確かつ簡潔に記載するというところは、実際、かなり議論があるところで、その児童票をもとにして、いろいろな見立てを会議のときにしていったりするので、ここが良いのか。弁護士とか情報公開とかが来るのに対応して、短くとか、正確にということと言われるのですけれども、ケースカンファレンスをやっていく段階では、極端かもしれないのですけれども、そのときの身なりをどう見たとか、どういう表情をしていたとか、においとかまで含めてやるようなことはあるので、逆にここには一杯書きましょうということであって、それに対する開示請求に対しては、それはセンシティブな情報なので、その部分は非開示と自治体としてちゃんと決めておくよという対応が良いのかなと。そうでないと、現場をわからない法務担当とかが、情報開示ですよ、みんな出してください、どんどん記録は簡潔にという指導をしているのですね、現実問題。そこはかなり問題なので、そうすると情報がどんどん取れなくなってしまって、共有できなくなるので、ここはしっかり、逆にいっぱい書き込んでいって非開示だと書いておいた方が良いと思います。

○松本座長 分かりました。大変大事な御指摘だと思いますので、それは反映させる形で整理させます。

どうぞ。

○新澤構成員 追加して、そういう書きぶりをするときには、例えば、意見と所見を別に書くとか、非開示にするときの技術論みたいなものがあるので、そういったことに少しだけ触れておいても良いのかなと思います。

○松本座長 予定した時間は少し過ぎてしまったのですけれども、いただいた御意見等はなるべく反映させる形で整理をするということだと思いますけれども、どうぞ。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今の児童記録票のところに関連して、さっき御意見あったのですけれども、コアメンバーのところでも御意見があった、45ページの(4)ですね。保存期間なのですけれども、この市町村援助指針では原則として5年、ただし、将来的に、送致した場合などで、児童記録票の活用が予想されるような場合には長期保存として、自治体の方で柔軟かつ弾力的に設定してくださいと書いています。児童相談所の指針にも、要は措置とか、施設入所とか、そういったもの以外の援助の場合には5年間と、一応、並びでやっておりまして、支援終了から5年間という目安は一応、出しておりますけれども、長期保存も可能だよという構造になっているのですね。もうちょっと柔軟に、先に延ばすような書きぶりにした方が良いかということだけ御意見いただければ。

○松本座長 そこは御意見いただけますか。どうぞ。

○鈴木構成員 鈴木です。

今のもとの質問なのですけれども、5年で、どこから出てきたのですか。法的にはないかなと思うのですが、すごく違和感があって、ここは柔軟にというよりは、逆に長期保存が原則なのだというところなのかなと思うのです。特に虐待案件とかについては、それを柔軟に1年とかとした場合には、その後の人たちの基盤がなくなってしまうのでということはあるので、5年というの逆になくした方が良いのかなと思います。最低でもというならわかるのですけれども。

○松本座長 ほかはいかがですか。5年とやるのがいいのか、最低ここまでというのでも、子どもが成人に達するとか、ゼロ歳の子が5年だったら5歳なので、余り現実的ではないので。

どうぞ。

○安部構成員 意見ではないのですけれども、昔々、児相にいた人間としては、多分、これ、5年と出たのは、虐待がこんなに出てくる前の話なのですね。だから、子どものころの記録がずっと残っていることが、その人にとってメリットかという、そうではないだろうと。例えば、一時的に非行に走った子が、その後ずっとその記録が残されているというのはまずいかなというのがある、5年としたと思うのですね。ですけれども、時代は随分変わっているので、多分、児童相談所の運営指針の5年がここに来ている5年ということだと思いますから、時代を考えると10年にするとか、長期保存、一番合理的なのは、子どもが20歳になるまで、もしくは18歳ですかね、児童福祉法の範囲として、子どもの支援のために必要な情報として管理すると考えた方が良くもしいないと思いました。

○松本座長 子どもの年齢で切るとすると、今回、社会的養護のところで代替的なケアを受けた子どもについて、場合によっては22歳ということが出ていますので、最低そこまでは残っている。その後の支援も継続するという場合があるので、そのあたりで最低そこまで、必要に応じて、柔軟に、長期にということが、整合性としては良いかなとは思いますが。5年というのを見直した方が良いという御意見が多数かと思っておりますので、事務局で御検討いただいて、今、進んでいるほかのことと合わせる形で設定し直す方がいいたいかなと思います。

どうぞ。

○渡辺構成員 参考になればなのですが、精神保健分野では、措置になった患者さんたちの記録は永年保存ということで運用が図られていますので、精神保健的な分野のことも加味して考えなければならないとなると、やはり5年というの短過ぎるかなと思います。

○松本座長 何か。

○高松構成員 よろしいですか。うちもかなり長い期間保存して活用させていただいているのですけれども、場合によっては、1回切りだとか、誤った情報でもってケース会議を開いてというのがあるので、「最低でも」という言葉があっても良いのかなとは思いますが。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 私も賛成なのですけれども、最低でも22歳とか、永年保存でもいい

のだと思うのですけれども、その際に、もうちょっと強調して書いた方が良いかなと思うのは、ちゃんとした管理・保管だけになってしまっているのですけれども、鍵のかかるところでとか、そういう基本的なところも書いておいた方が良いかなと。例えば、研究の倫理指針などは鍵のかかる場所と書いてありますね。そういうこともきちんと書いても良いのではないかなと思うのと、逆に、もし不必要になって破棄するときの破棄をきちんとしないといけないので、そこの破棄に関しても、きちんと書いておいた方が良いかなという気がしました。

○松本座長 分かりました。どうぞ。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 108ページの第7章の「第2節 器具等」の「特に」のところで、今の御指摘なのですけれども、「ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期間保存するときも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくこと。」という表記は今回、入れさせてはいただいたのですね。ただ、破棄のことはまだ書いてはいませんので、それも含めて、第7章に書いていただいています。

○奥山眞紀子構成員 ありがとうございます。ただ、これは器具のところに書いてあるので、それを買えという意味ですね。鍵のかかるものを買いなさいという。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 そういう設備を。

○奥山眞紀子構成員 ただ、その中に入れなさいというのはまた別問題なので。

○後藤構成員 記録の保管は非常に重要だと思います。秘密の保持ということもですけれども、端的に、実務上は分量が物すごく増えるのですよ。設備関係のところ、むしろスペース的な問題を触れておいた方が、それとの兼ね合いで保存年限も、恐らく実務上は結構考慮されているのではないかと思います。おさまり切れなくなるのですね。そうすると、古いものから捨てようということになりますので、もし永年とか、長期保存ということになると、このスペースをどう見積もっておくかということ是非常に重要になると思います。

○松本座長 お願いします。

○新澤構成員 私は東京都の子ども家庭支援センターに勤めて18年になるのですけれども、ゼロとかで対応していた子が親になっているので、そういった意味では、長く必要というのもあります。ただ、紙ベースでたくさん持っていて、それを探し出せないとか、そういった問題も出てくるので、今、言われたような、整理しつつ、活用できるように、必要な情報も絶対あるので、その辺の兼ね合いかなと思っています。

○松本座長 ほかの点でいかがですか。時間も時間になってきましたので、出せばいっぱいあると思うのですけれども、意見交換は一旦打ち切りをしたいと思います。

○鈴木構成員 1点だけ、すみません。今のに続けてなのですけれども、普通の文書と違うのだよというところはあるので、「福祉支援的な視点から」という文言を入れておくと、ほかの文書とは扱いがちょっと違うということが明確になるのかなとは思いました。

○松本座長 今後の進め方なのですけれども、もう一度ワーキングを開いて検討することはできませんので、最終的には事務局で今日の議論をまとめていただいて、もう一度整理

をして、最後の確認は座長、副座長にお任せいただければと思います。ただ、私が最初に考えたより、かなりいろいろなことが多いので、場合によっては、出てきたものを皆さんにもう一度送って、私と井上先生だけではなくて、ほかの人にも目と頭をお借りするということが出てくるかもしれませんけれども、仮にそういうことがあっても、明日までに確認してくださいというようなスピードで進めないと言間に合わないかなと思います。

もう一つは、この後、私と副座長が残って確認をしてから、事務局で作業していただくことになると思いますけれども、今日の議論を踏まえて、後で気づいたところでもし何かありましたら、修正提案のメモの形で、できれば一両日中にいただければと思います。年度末で事務局の作業も日程が詰まっておりますので、そこは御了解いただければと思います。進め方としてはそういう形でもよろしゅうございましょうか。分かりました。

それでは、何とか一定の方向が見えて、取りまとめができるような形になってきたかと思います。御協力に大変感謝をいたします。リスクアセスメント項目の方についても幾つかの意見が出ましたので、それも反映させることにしたいと思っておりますけれども、お気づきの点があれば、早急にメモの形で修正提案としてください。最後の確認のところ、座長と副座長で判断をさせていただきたいと思っております。

それでは、今日の議案の（１）（２）は終了いたしまして、（３）のところですね。時間が押しておりますけれども、若干４時を過ぎることを御了解いただいて、「要保護児童対策地域協議会・運営指針について」ということで、事務局からよろしくお願ひします。○竹中虐待防止対策推進室長補佐 ポイントだけ御説明したいと思います。資料５をご覧くださいと思います。最初にパワーポイントの一枚紙で、「『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』（案）の主な改正ポイント」、その後ろに分厚い資料で、その新旧対照表ということで、改正後、現行というものをつけてございます。コアメンバー会議の方に素案という形で出させていただいて、この構成等についても構成員の皆様から幾つか御意見いただいたものをある程度反映させていただきました。今回、この要対協指針につきましては、今般の児童福祉法の改正等を踏まえた趣旨なり、目的なりを明確化したことですか、あと、要対協の調整機関の調整担当者の配置が義務化された、さらには研修も義務化されたということがございますので、そういった法改正の内容も含めて、ある程度形式的な改正をさせていただいたところです。さらに、今般、先ほどの支援指針というものを大幅に見直しましたので、この中に盛り込めるものについては盛り込んだということになります。

例えば、資料５の一枚紙の方をご覧くださいと思いますが、第１章の５番にいわゆる支援拠点の話新たに追加し、調整機関との関係性なども記載をしたですとか、あと、第３章において、５番に支援の終結というような記載内容がこれまで要対協の指針にはございませんでした。さらに、転居への対応というものもございませんでしたので、先ほどの支援指針に書かれているような内容をこちらにも記載をしているところがございます。さらに、第４章で、３のところ調整機関の調整担当者の配置なり、研修の義務化

のことを具体的に書き、さらに4のところ、これについても指針の方に入っておりますけれども、調整担当者に求められる、いわゆる専門性の内容も盛り込ませていただいているところです。さらに、第6章で、この要対協の対象となります要保護児童、要支援児童、特定妊婦、その他支援が必要な子どもへの対応ということで、それぞれ留意事項を分けて具体的に記載をいたしまして、自治体が要対協を運用する際に参考となるような内容を盛り込ませていただいたという内容になっております。また、本ワーキンググループにおいて、要対協における機能強化につきましては、次の検討課題にもなっておりますので、そういった中でもまた御議論をいただきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○松本座長 この運営指針は、法改正と市町村の指針の改正に合わせた形で改正して、同じときに出すということですね。市町村の指針と同じときに通知の形で出すということですね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 はい。

○松本座長 それを前提に、今の段階で御意見をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。機能強化については、その後、来年度のここのワーキングの宿題だということも前提であります。

加藤さん。

○加藤構成員 先ほどと同じような形の意見で、例えば、「可能な限り」警察のという文言は、「必要に応じて」と直していただきたいということがあります。

あと、幾つか、時間的なことがありますので、例えば、22ページの3の「組織的に行うことが適当である。」と書いているのですが、そこら辺の文言が具体的により分かりにくいなと思います。22ページの下から3行目です。

あと、23ページなのですが、「個別ケース検討会議においては」というところで、これは実際にアセスメントをして、どういう形の支援をするかを協議するという、とても大事な場なのですが、ここで「個別ケース検討会議への個別の支援対象児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者又は妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、その支援対象児童等の保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。」は、ちょっと分かりにくいので、「保護のために」というのは消していただいて、「その支援児童等に特に必要にある場合にあって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。」と、もう少しすっきりしていただきたい。保護のためだけに個別ケース検討会議をやっているわけではないので。また、在宅支援を継続していたら、子どもたちが家族ともども支援ができるという、そこが一番のスタンスです。ですから、そこら辺、また検討いただきたいと思っています。

あと、幾つかあるのですが、またメモで。

○松本座長 逆に事務局から、ここは構成員の意見を聞きたいとかいうところがありまし

たら、出していただいた方が話が出やすいかなと思います。

どうぞ。

○後藤構成員 1つ教えてほしいというか、確認なのですけれども、26ページに「相談から支援に至るまでの流れ」というのがありまして、個別の相談、通告を、これはモデルとして書かれているのですけれども、従来は事務局が集約する、新しくは支援協議が集約するという表現なのですけれども、要対協としての相談、通告を直接受理する仕組みなのか、ここはどうもよく分からなくて、どなたか。

○加藤構成員 要対協事例になったときには、通告のときに要対協事例として受理していますね。という解釈で運用しているところが割と多いと思うのです。相談受理というところで。要対協事例であればということかな。

○松本座長 後藤構成員の質問の趣旨は、要対協として受理をすることをどうとるかというお話ですか。

○後藤構成員 そうです。実務的には市町村なり児童相談所が受けて、先ほどのガイドラインにもあったように、要対協の進行管理台帳に搭載するみたいな表現ですね。直接受理することもあり得るといえるか、非常にこんがらがっています。

○加藤構成員 同じ人がやっているというところがあるので難しいのですけれども、要対協事例という形で認知されたときに、要保護児童の事例であれば、そのまま要対協事例になるので、同じ人が受理するという形にはなっています。

○後藤構成員 相談とか通告をする方は、一般の方であれ、関係機関であれ、市町村の窓口なり、児童相談所に相談、通告をされるのではないかなと思うのですね。要対協に相談、通告をされる方がいらっしゃるのですかね。

○松本座長 要対協に相談するわけではないですね。

○加藤構成員 要対協ではないです。要対協ではなくて、市町村の相談窓口です。

○松本座長 ちょっと、事務局の方で。先に鈴木さん。

○鈴木構成員 後藤先生がおっしゃったように、要対協は法的な受理機関ではないので、そこが受けることはあり得ないので、法的にも記述を直すというだけの話です。

○松本座長 今の点、よろしいですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今、鈴木構成員がおっしゃったように、規定上と実務上、整理をさせていただいて、支援拠点の運営指針の議論の中でも、あくまで市町村、今回、イコール支援拠点がこういった通告を受けて、要対協というネットワークを活用して支援を共同して行っていくという整理になりましたので、ここでは、支援拠点が通告を受け、調査なり受理なりやって、個別検討会議は支援拠点とイコールになる可能性が高いのですけれども、いわゆる要対協の調整機関が開催をしてという流れが分かるように整理させていただいたということになります。

○松本座長 今の点、確認よろしいですか。ほかにいかがですか。どうぞ。

○安部構成員 さっきのに戻るのですけれども、個別ケース検討会議の件ですね。22ペー

ジ、23ページのところなのですけれども、松本先生の修正案の4ページに、保護者、子どもの参加の促進というのが今度に入るのですね。参加の促進のどこに入るかというのと、やはり個別ケース検討会議のような気がするのです。なので、書き方として、基本、特定妊婦も含めて、本人が入るのだと。できれば子どもも入るのだと。だけれども、それによりがたいときには、守秘義務を守って、個人情報に関係機関が共有して支援をしていくのだという原則をここに、それが原則ではなくて、ケース検討会議のときに実現されていくという書き方にさせていただければありがたいと思います。そうすると、加藤先生が質問された長ったらしい文章にならずに、原則がこうで、でも、例外的にはこうだと。実務的にはどうしても、親が参加できないとか、親に通知できないとかいうことは多いと思いますけれども、原則はこうですよというふうにしたいと思います。お願いします。

○松本座長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。特に参加ということについては、きちっと整理をして書くことは、指針の方でもそこは今回、以前よりは強調して進めましょうという話になっていることを反映させるということですね。

事務局の方で、ここはということがもしありましたら、御発言いただいてよろしいかと思えます。

○鈴木構成員 1点いいですか。守秘義務の範囲で、要対協に団体を入れてきた場合に、その団体の構成員のどこまでがどういう形の守秘義務を負うのか、以前、問題提起はしたのですが、自分で回答を出していないのですが、そこについての記述はどこにありますか。39ページの法人とかですかね。昔からあるのが、役員とかにあった者は守秘義務の対象ですよ。そうすると、職員まではおろさないという構成なのか。でも、実際はそんなことはないので、そこまでかぶっていますよとかいうところが、一応。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 39ページから40ページのところ、特に40ページの(2)(3)のあたりの記載のところだと思うのですけれども、これも実態に合わせた方がよいということになりますでしょうか。これは原文のまま。

○鈴木構成員 分かりづらいのが、個別ケース会議と実務者会議とかで、個別ケース会議の場合は関係者だけがいるので、そこだけかぶせられるのですけれども、実務者会議とかで関係ない機関が入ってきている場合に、守秘義務を負っているからというので、よく資料の持ち帰りの問題に技術的になっていて、資料の持ち帰りは私は関係ないと思っているのですけれども、資料を持ち帰らせないようにしているのが守秘義務を守っていることだみたいな自治体とかが結構多いのですけれども、そこは違うという理解ではいいのですかね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それはそういう理解だと思います。

○奥山眞紀子構成員 それを言うと、ちょっと大変になるのは医療機関があつて、医療機関は、カルテに書いてしまうと、みんなが見られてしまったり、開示されてしまったりというのがあるので、医療機関が要対協のメンバーのときは、どのように記録を残していただけなのかをきちんと確認した方がいいと思うのですね。本当はね。カルテに全部記載さ

れてしまうと、全部、カルテ開示でぼーんと出ていってしまったり、本当に危険性は高いですよ。そこまで書くかというのがありますけれども。

○松本座長 今、奥山さんがおっしゃったことをここにどんなふうに反映させるか、どうしますかね。

○奥山眞紀子構成員 基本的には、団体として個別会議に参加しているときに、その人が帰って関係している人たちにその話をするのはオーケーなのですね。秘密を漏らしたことにはならない。その範囲がどこまでかということですね。その組織の中の全員がいいということになると、守秘義務がかかっていない人にまで行ってしまうということになる。

○鈴木構成員 例えば、民生委員とかも入っていると思うのですけれども、会議とかに代表で出てくるのだけれども、それは情報共有を民生委員全員がしてくださいという話ではないはずなので、その人だけという枠組みですることが多いのですけれども、それはそれでまたおかしな話なので、そこは悩ましいなというのが現場でよくあることだったので。自分で問題提起してしまったのですけれども、かなり難しいので、基本的な考え方は変わっていないはずなので、通知としては、今はここでおさめる話なのかなと、自分で引き取る話ではないのですけれども、自分もちょっと考えます。

○松本座長 通知としても、法人は職員にあった者ですね。構成する者はその職にあった者。具体的には、個別のケースの関係で会議に出た人ということですね。

○鈴木構成員 例えば、弁護士だと、弁護士会を代表して入ってきてもらうだとか、医師会を代表して入ってもらうとかがあったりするんで、それがどこまでのバックなのか。そこを代表しているのだったら、その構成員にバックする話にはなると思うのですけれども、実際、そのメンバー全部ということになると、おかしな話になってしまうので。

○松本座長 これは事務局にお伺いしたいのですけれども、鈴木さんの今の質問については、個々に判断してくれという形でお答えすることになるのですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今の取り扱いとしては、具体的にそこまで踏み込んで、これ以上のことは書いていませんので、自治体の判断になると思っていますけれども、もうちょっと大枠を国の方で示した方が良いかどうかは、また考えさせていただきたいと思います。

○松本座長 そうですね。何かを示すのであれば、どういう形で示せるかということも御検討いただくということでよろしいですかね。今回、どこまで反映できるかどうかは、時間的な問題もあるので、そこも含めて御検討いただくとしたいと思います。でも、大事な点の御指摘だと思います。

○鈴木構成員 しつこいのですけれども、自分で問題提起してあれなのですけれども、レベルが個別ケース会議と実務者会議では違うのだなという整理の仕方なのかなと思うのです。全部、生育歴から何から出してやっていく個別ケース会議と、実務者会議というのは、そうでない案件とか、進行管理とかも含めてやるので、そこに言っている守秘義務はちょっと違ってきてしかるべきかなというの、一つの考え方としてはあるかなと思います。

○松本座長 でも、ケースによっては、どこまで出てくるか、なかなか、そこが難しいから。では、今の点は事務局でも提起を受けとめていただいて、御検討いただくことにしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。これも日程的には、先ほどの指針とあわせて改定を出すということですので、もし後でお気づきのことがありましたら、具体的な修正提案のような形で、メモにしていただけると、事務局の作業に時間的には織り込める可能性がありますので、お含みおきください。よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○松本座長 それでは、3点目の「要保護児童対策地域協議・運営指針について」の意見交換は一旦、ここで終了したいと思います。

「その他」は、事務局からありますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 特にないです。

○松本座長 分かりました。そうすると、今日予定された議題は全て終了でありますけれども、特に今日の議題について御発言ありましようか。忘れていたとか。

それでは、先ほど申し上げましたように、ガイドラインとアクセスツールについては早急に作業を進めて、最終的な確認は座長、副座長ということにさせていただきたい。ただ、予想よりはかなり多い変更になりますので、最終的に、明日までにというように時間を切って見ていただくことは出てくるかもしれませんので、そのときにはよろしく御協力お願いいたします。また、今日終わって、新たにお気づきになった点等がありましたら、一兩日中にメモの形でお寄せいただければと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 本日も長時間にわたり御議論いただきまして、本当にありがとうございました。今年度、コアメンバー会合も含めて、市区町村ワーキングは計16回開催しておりまして、4つの検討会ワーキングの中で一番回数は多くやっただきまして、本当にありがとうございました。今回も運営指針なり、この支援指針、さらには共通アセスメントツールなどもまとめていただきまして、事務局の方で整理をし、座長、座長代理にも御確認をいただきまして、自治体発出に向けた作業を進めてまいりたいと思っております。

お気づきの点ですけれども、座長からもお話ありましたが、一兩日中ということですが、できれば今週中に、金曜日までにいただけますと、こちらでも作業を進めますので、お願いできればと思っております。

あと、次回以降、今後の進め方のお話ですけれども、今回、この市区町村ワーキング、4つの検討課題があって、1つ目、2つ目の課題を今年度やっていただいて、来年度また3つ目、4つ目、この課題はかなり大きな議論になりますけれども、要対協の機能強化のお話ですとか、市町村の総合的な相談体制のあり方のお話なども進めていくことになりますので、残された検討課題につきましては、順次御検討いただくことと、あと、今年度、

いろいろまとめていただいたので、そういった意味での施行状況のフォローアップなどについても、これは多分、年度後半ぐらいになるのではないかと思いますけれども、そういったものも含めて御議論いただきたいと思っております。

あと、もう一つ、こういった区切りでもあるので、できれば6月末ぐらいを目途に、今回の平成28年度中の成果なども含めまして、今後の検討課題ですとか、方向性などを盛り込んだ一定の取りまとめのようなものも出せたらと思っております。それについても御検討いただきたいと思っております。ですので、また4月以降も随時開催させていただきたいと思っておりますけれども、次回第9回の具体的な日程につきましては、今、日程調整をまさにさせていただいているところですので、その状況を見ながら、また座長、座長代理と御相談をして決めさせていただきたいと思っております。日程が決まり次第、速やかに構成員の皆様に御連絡させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○松本座長 最後に、異動のことはいいですか。お知らせいただいた方がいいかと思います。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 すみません、私事になりますけれども、4月1日現在で異動となりまして、この事務局からは離れることとなります。本当にいろいろとお世話になり、ありがとうございます。また同じような子どもの分野でありますので、引き続き関わっていききたいと思っております。本当にありがとうございました。

○松本座長 ありがとうございます。（拍手）

後任は既に決まっているわけですね。御紹介いただいた方が。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 そうですね。後任は、今、専門性ワーキングの事務局を務めております百瀬でございます。

○事務局 4月からこちらのワーキングの事務局を担当させていただきます百瀬です。「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキング」の方、この1年間担当させていただきましたが、今度、こちらで仕事をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○松本座長 異動はつきものでありますけれども、どうもありがとうございました。またどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日のワーキングはこれで終了したいと思います。